

第百九回国
参議院大蔵委員会會議録第九号

昭和六十二年九月十九日(土曜日)
午前九時開会

委員の異動

九月十九日

辞任

橋本 敦君

補欠選任

近藤 忠孝君

出席者は左のとおり。

委員長

村上 正邦君

理事

大浜 方栄君

梶原 清君

吉川 博君

赤桐 操君

多田 省吾君

委員

井上 裕君

大河原太一郎君

河本嘉久蔵君

斎藤栄三郎君

斎藤 文夫君

中村 太郎君

福田 幸弘君

藤野 賢二君

矢野俊比古君

山本 富雄君

志苦 裕君

鈴木 和美君

丸谷 金保君

塩出 啓典君

和田 教美君

近藤 忠孝君

吉岡 吉典君

栗林 卓司君

衆議院議員

修正案提出者

内閣総理大臣

大蔵大臣

政府委員

外務省国際連合局長

大蔵政務次官

大蔵大臣官房総務審議官

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

大蔵省関税局長

大蔵省理財局長

大蔵省理財局次長

大蔵省理財局次官

大蔵省理財局次官

大蔵省理財局次官

大蔵省理財局次官

大蔵省理財局次官

大蔵省理財局次官

大蔵省理財局次官

大蔵省理財局次官

大蔵省理財局次官

大蔵省理財局次官

大蔵省理財局次官

大蔵省理財局次官

大蔵省理財局次官

大蔵省理財局次官

大蔵省理財局次官

大蔵省理財局次官

大蔵省理財局次官

大蔵省理財局次官

大蔵省理財局次官

大蔵省理財局次官

大蔵省理財局次官

野末 陳平君

中村正三郎君

中曾根康弘君

宮澤 喜一君

遠藤 實君

藤井 孝男君

角谷 正彦君

斎藤 次郎君

水野 勝君

大山 綱明君

足立 和基君

藤田 弘志君

宮島 壯太君

藤田 恒郎君

平澤 貞昭君

内海 孚君

日向 隆君

保家 茂彰君

事務局側

常任委員会専門員

保家 茂彰君

本日の會議に付した案件

○所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○大型間接税の導入反対、不公平税制の是正に関する請願(第六号外一六件)

○新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民

本位の税制改革に関する請願(第九〇号外六七件)

○マル優制度(少額貯蓄非課税制度)の存続に関する請願(第一五〇号外一件)

○大型間接税導入反対、マル優・財形非課税制度の存続に関する請願(第二八〇号)

○新大型間接税の導入反対、マル優制度の存続に関する請願(第二八一号外一七〇件)

○未婚の母への寡婦控除適用に関する請願(第四八五号外二件)

○大型間接税導入とマル優廃止反対に関する請願(第七一八号外一五件)

○大型間接税導入反対等に関する請願(第七九一号外一件)

○利子非課税制度の廃止反対等に関する請願(第八六二号外三二件)

○売上税の新設とマル優の廃止反対、低所得者への大幅減税実現に関する請願(第九四三号外四八件)

○登録免許税の引上げ反対に関する請願(第一八六六号外一件)

○毛皮製衣料品の物品税課税廃止に関する請願(第一八八五号外九件)

○登録免許税引上げ反対に関する請願(第二一九二号)

○継続審査要求に関する件

○継続調査要求に関する件

○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(村上正邦君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

所得税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、内閣総理大臣に対する質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○赤桐操君 財形関係の一般についてこれを非課税を外すという件で昨夜以来御質問を申し上げてきたところでありますが、大臣の御答弁もいただいておりますが、引き続きもう一点伺っておきたいと思ひます。

昨日来申し上げてきたような経過の中で、またそれぞれの委員からもこの点についてはかなり強調されてまいったわけでありまして、いざいかにいたしましても、今日までこの制度ができて以来、労働者にとりましては大変な実益はあつたと思ひます。これが天引きの制度によって行われてきたわけでありまして、言ふなれば社会情勢の変化、経済情勢の変化、時にはこういう貯蓄よりも何か不動産を買つたり、いろいろの借金をしても対策をとる方が有利であつたその時代であつても、やはり私ははじめにこれは貯蓄されてきた金だと思ひます。それほど実は労働者というものは真剣に貯蓄に努力してまいつた、そういう経過があるわけでありまして、だからこそ各委員がそれぞれの立場から、これは外すべきではない、こう言つてきていると思ふんです。

今こういう努力を重ねてきた者に対して二〇%の課税をするということになると、まさにこれからこの勤労者にとって大きな精神的な打撃を受けることになるのではないかと、言ふなれば勤労意欲に大きな影響をもたらすのではないかと。今までは財形貯蓄をやらないやらないと、さきざん政府も会社も組合も一緒になつてあつてきたわけですが、言葉は悪いけれども、奨励をしたわけでありまして、ところが、これに対して、賞々として貯蓄してきたそういう労働者やあるいは多くの勤労者の皆さん方が今日になるとがらりと変わつて二〇%の課税を受ける、こういうことになるわけでありまして、これは私はこれからの政策上から

見ていてもいかがかと思うのであります。

こういう意味で、まずひとつ大蔵大臣の引き続いで御答弁をいただき、総理の御見解もちょうだいしたいと思っております。

○国務大臣(宮澤喜一君) この点については昨日も申し上げたところでございますが、赤桐委員のような御主張も確かにあり得る。それが間違いないとあるようなことを申し上げるつもりはございません。ただ、政府の立場といたしましては、いわゆる財形貯蓄も一般のマル優あるいは郵便貯金等々と異ならない、そういう意味での従来非課税の扱いを受けていた貯蓄である。政府といたしまして、そのような非課税の貯蓄というものを一般的には廃止をいたしたい、そして社会的に特定の配慮を必要とする人々にのみ新しいものとしておきたいという立場から申しますならば、財形貯蓄自身も従来非課税の扱いを受けておった、したがってこのたびは課税の対象といたすべき貯蓄であらう、一般論としては政府としてまずそう考えておるわけでございます。

ただ、その場合に、サラリーマンに対しては、老後の生活の備え、それは例えば年金でございませうとか、あるいは住宅について特に今日このような重点施策の対象であるというそのような政策目的から、この二つの問題に限り非課税とするという一つの政策的な意図をそういう形で実現をしよう、こういうふうな考えをたつてございませう。

なお、一言だけつけ加えますならば、仮にサラリーマンにつきましてもいわゆる一般の財形貯蓄を非課税といたしました場合には、サラリーマン以外の事業所得者についてそのような非課税貯蓄というものが無いということになります。それも特に給与所得者を優遇するというのであればともかくでございませうが、そのような不均衡の問題も生じるであらうということをつけ加えていただきたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 今回の税制改正につきましては公平、公正、簡素、選択、民間活力、そういうような原則で税制の改正を心がけたつもり

で、特に公平、公正、簡素という点は大事な点であると認識した次第です。

そういう意味から、マル優の問題につきましてもいろいろ点検をいたしまして、公平、公正、簡素という面を見ますと、これは特定の所得の少ないお方、老人とかあるいは母子家庭とかあるいは身体障害者とかそういう方々にはこれは残すべきであるが、そのほかの方々はこれはもう御辞退願う、そういう形でこの制度の改革を心がけたわけであります。

私はこの基本的態度は正しいと思うんですが、しかし与野党の折衝の結果、どうしてもサラリーマンの問題をもう少し深刻に考えよという野党の御主張もございまして、その野党の御主張に耳を傾けましてこのような合意をやったということが実際に、私はそのような合意は尊重するべきであり、また意味もあることであると考えております。

○赤桐操君 この問題については各委員からも相当出ておりますし、私も主張いたしていることについても総理も大蔵大臣も認識をしておられることは間違いないと思ひますが、私は三党の要求の中の一つとしてこれを申し上げているわけでありまして、本問題についてはもう一つ御検討をいただきたい、このことをひとつ申し添えておきたいと思ひます。

それから次に、六十五歳の年齢から利子の非課税措置の対象となる範囲の問題であります。これを六十歳に拡大をしてもいいというのを私も要求いたしております。六十歳以上になるとこれはどちらでも経験を持っておられると思ひますが、また多くの私もへも陳情、要請等が来ておりますが、有病率、病気になる率であります。これは俄然比率が高まるわけでございませう。そういう意味合いから、厚生省が明らかにしております表からいいたしても六十歳以上になると俄然これはもう有病率が高くなつてきております。要するに、病気になる率が高い。実はその裏は大変な金がかかる、保険で賄い得ない金も相当かかっている、こういう実は状況になるわけでござ

います。そういう意味合いで六十五歳を六十歳に拡大したらどうだという私は一つの考え方を申し上げるわけでございませう。

また、六十歳から六十五歳までの間というのは、同僚議員からもいろいろそれぞれの党の委員の皆さん方からも話がありましたけれども、これはいよいよ谷間になつておるわけでございまして、あるいはまた六十歳定年というのは現在約五五・六〇程度までございまして、なお六十歳以前で定年になる、そういう職場もたくさんございまして。約半数近くあります。そういうところでやめた人たちはその後いろいろ第二の職場で収入を得ようといひたしましてこれはなかなか思うようにいかない。特に現状の中では恐らく私はほとんど就職することはできないと思ひます。したがって、わずかに給与されたところの退職金を頼りにしながらそれを将来のよりどころとして生活をしていひまして、有病率の問題等、さらにまた今実際の谷間に置かれておる状況、こうしたものからいひますならば、これらの働き続けてきた人たちに對して課税をするということについては余りにも酷ではないか、こういう考え方に立つてであります。

したがって、今回それぞれの党の要求の中にもこれは六十歳に拡大すべきだ、こう言っているわけでありまして、この点について大臣の重ねての御答弁を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) いわゆる非課税制度を廃止いたします場合、社会的に特別な配慮を必要とする人々の中で老人という範囲をどこからどの範囲で考えるかという問題は、これは一つの私は判断の問題であらうと考えております。

政府としましては、従来税法上での老年者控除等の年齢あるいは年金等々福祉に関する政府の方針の施策、また医療、老人医療に関する施策等々が六十五歳、あるいは七十歳の場合もございませうが、六十五歳というものを老人という範疇の一番低い限界だとしておりますこと、それ自身には相

当の理由があるわけでございませうが、そういう政策との整合性も考えまして六十五歳ということと線を引くことが適当ではないかと考えたわけでございませう。

また、現実の社会的な現象からいひたしても、国民の平均寿命は伸びておりますし、事実六十歳で一つの職を退かれましてもお互いが非常に元気でございまして、さらに何かの社会的な貢献をしたいと考えるのは当然のことであるし、また社会政策としても家庭で引きこもられるよりは、そういう機会をなるべくつくるといふことの方が本来でございまして、現実には全部そのような希望は満たされておられませんけれども、六十歳を過ぎてもなお相当ないわゆる稼働能力がある、またそういうふうにしていかねばならないといふふうにも考えられます。したがって、六十歳といふことよりはやはり六十五歳がいろいろな意味で適当なのではないかという判断をいたしました。

なお、それに関連いたしまして私もひとつ考慮いたした点は、現在六十五歳以上の人口は一千二百七十九万人、これは六十一・一年十月一日現在でございませうが、六十から六十四の間の人口が五百七十四万人ございませう。したがって、この六十歳に引き下げましたときにはかなり広い範囲の新しい非課税の特典を受ける人がかなり大幅にふえるといふこととございまして、そこから来ます税収のいわば減収というものが相当大きな金額でございませう。この点も事実問題としては一つは考慮の要素になつたといふことも申し上げることができると思ひます。

○赤桐操君 その点については既に私どもの方の志苦委員からも具体的に提案をしておると思ひます。六十歳から六十五歳までの谷間については段階制にしていてもいいじゃないかといふことを提起して思ひます。それもだめだといふお方もある。六十で定年になつて職場をやめていく者はこの世の中で大体半分ですよ。あとの半分は六十歳以前にみんなやめていくんですよ。これ

○国務大臣(宮澤喜一君) 減収の点は、事実上の問題として私も考えました一つの要素でございましたが、基本的には、やはり老人というものを何歳から始まるかという政府の全般的な施策、あるいは今後あるべき施策との関連におきましてやはり六十過ぎいかにも早いのではないかと。また、事実六十過ぎた人々も十分今日働く能力も意思も持っておられますから、そういうふうにご利用の政府の政策としても考えていった方がいいのではないかと。その点が中心の考慮の点であつたわけでございます。

私は、この減税の問題でもうほとんど尽くされてきておりますので、前国会で政府が提示された考え方と、今国会で処置をされてきている経過との関連の中で絞って御質問をいたしたいと思ひます。

して六十三年度で六段階にこれを直していくと、
 こういうように考え方が明らかにされたと思うん
 であります。

要するに、以上を要約すれば、第一点としては規模において二兆円、六十二年、六十三年度、そして税率構造において六十二年度、六十三年度を経て六段階に持っていこう、こういう構想であつたと思うんですね。こういうように、実は二つの段階を経てそれぞれ行うということが明らかにされておつた。今回は十二段階で税率構造は一応とどまつております。さらにまた、総金額におきまして約一兆五千億であります。そうすると、この差も出てまいりますけれども、当初案に対して今年度実施の分については、まだ当初案から見るとならば隔たりがあるわけですが、六十三年度においては今回はどのような御処置をなさいますか、この点ひとつしかと承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君)　ただいまの点は、御指摘のとおり、去る通常国会におきまして政府が抜本的な税制改正案を御提案いたしました中で、所得税につきましてはいわゆる中堅所得層の重税感を除くという目的から、社会に出ましてから退職するまでのそのライフステージの税率の刻みを、できれば一つあるいは二つということにとどめたがい、非常に幅の広い最初の課税最低限の領域を広くとらうと考えたわけでございます。

これは私どももいたしまして、シャウブ以後の所得税課税の改正のやはり今でもこれが中心の課題であらうと考えておることに違いございませう。ただ、全般的な税制改革案が前国会で廃案となりました経緯にかんがみまして、このたびの国会におきましては、当面必要とする、仮に前倒しになりましたもやむを得ない必要とする所得減税問題について御提案をいたしております。したがいますして、今回御提案をいたしましたものは、私どもとしての頭の中では、先ほど赤岡委員の言われましたような姿に将来移行をする中間の暫定的な段階というふうに頭の中で考えておりますことはそのとお

りでございますが、これをさらに当初考えましたような最終段階に持っていくためには、新たに相当の財源を必要とするわけでございます。

この点につきまして、他の院のことで申し上げるにうございしますが、衆議院におきまして設けられております税制改革協議会においては、いわゆる座長報告において三点の合意がともかくあった。一つは、今年度は前倒しの所得税減税をする。二つは、恒久的な税制改革が必要である。もう一つは、恒久的な税制改革には恒久財源を必要とする。こういう合意がともかくあったということを座長報告は述べております。したがいまして、我々の考えております第

二段階ということは恒久的な税制改革ということであるわけでございますが、そのための恒久財源をどう考えるかという宿題を税制改革協議会が持つておられるわけです。私どももそういう問題意識を持つておるわけでございますが、税制改革協議会は十二回会議をされまして、なお今後討議を続けていかれる御意向と伺っておりますので、これからのような恒久財源についての税制改革協議会が検討されるかということは、私どもとしても当然注意をして拝見をしていかなければならぬという、見守らなければならぬ点でございます。

私ども政府自身も、これにつきましては、年末も迫つてまいりますから来年をどうするかというふうなことに、たゞいまといはしましては、税制改革協議会の御検討の推移も見守らなければならぬ。願わしいことは、前国会、通常国会に御提案をいたしましたような恒久的な所得減税、新しい税制の体系ができること、そしてそれを可能にならしめるような恒久財源を国会としてもお認めをいたいただくこと、そういうことが一番望ましい姿であるというふうな考えております。

○赤桐操君 財源の問題その他でもいろいろな述べておられますけれども、当然減税する場合においては財源も考えなきゃならぬことはわかりますが、時間ありませんから確認を一つしておきたいと思いますが、今年度、六十二年度に行わ

れまする減税の措置はこれは過渡的な措置であつて、今後に本格的な仕上げをする、こういうふうに理解をしてよろしいんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 政府としてはそれが望ましいと考えております。申し上げましたように、そのためには恒久財源をどうするかという問題があるということです。

○赤桐操君 重ねて総理に伺いますが、来年度以降においてこの不十分な減税対策について措置をする、こういう意欲で取り組むというように理解してよろしいかどうか、総理の御答弁をいただきたいと思います。

○國務大臣(中曾根康弘君) 大蔵大臣が申し述べたとおりでございますが、政府は昨年十二月の予算編成の際に方針を決めまして、かつまた通常国会にもその方針を実現する一環として法案を提出いたしました。その際にも申し述べましたように、さらに大きな所得税、法人税等の減税を考えておったわけでございます。しかし、財源その他いろいろな関係がありまして今回はこのような提案にとどまったわけでございますが、あきらめたわけではないので、衆議院議長のあのあっせん案の趣旨にのっとりまして思い切った税制改革が必要である、また直間比率の見直しの問題も急務を要する、そういうような考えをあくまで我々は尊重いたしましたして、その線に沿った大きな減税を、さらに減税を考え入れた諸般の税制改革を推進する、そういう考えには変わりはありません。

そのほか、きのうも申し上げましたが、ことし
の老人の日等を見ますというと、六十五歳以上が
約千三百万にもなりました。この傾向はさらに強
まってくるという点を考えますと、国民の皆さん
がみんな、あのときテレビを見ますと、老後のこ
とを心配していらっしやる。もう三十代から老後
のことを心配していらっしやる。そういうことを
考えてみますというと、これから膨れ上がってい
く老人の皆さん方にどうして年金や医療を保障す
るかという恒久的体系を今もはや考えなければな
らない。その方法をどうするか、そういう問題も

やっぱり大きな大事な問題でありまして、税制の改革に際しましては、そういうもうすぐ出てくる大きな問題に備えた考えもあわせて研究していかなければならぬ、そう思っております次第です。

○赤桐操君 最後に、利子所得につきまして総合課税から外される、そういう今回の問題が発生してきているわけでありまして、このことは大変大きな課題を将来に残していくだろうと私は思うのであります。これはある意味におきましては、今までの総合課税主義というものは、シャープ税制以来の大きな柱であったと思いますが、これを利子所得については放棄をしていく、こういう結果を招いているのではないかと思ふんです。

そうすると、すなわち利子所得というのは所得全体から除かれていくことになりまして、その中で例えば二〇%の税がかかるようになりまして、それに満たない層について、あるいはまた低い所得の層についてはこれは今までであればそれは還元されることになっておりました、総合課税方式でございましたから、ところが、これからはそうではないことになる。これはある意味において大変な基本的な権利の問題にもなってくると思ふのでありますが、この点についていかがでございますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) この点につきまして、このたびの改正に当たりまして考えましたことは、利子所得というのはやはり非常に数量的には大きなものでございます。またその商品も最近には特に多様になっております。また、商品間で元本の移動が極めて容易であり、かつ激しいものでございます。そのようなものに対して課税をいたしますときに、またこの課税に關係いたします金融機関、郵便局あるいは、地方の団体等々、納税者とはもとよりでございますが、のいゆる簡便、簡素というようなことも考えますと、結局一つの税率で源泉所得で課税をすることが現実には一番望ましい方法ではないか。税制が中立でなければならぬという立場からいいますと、それが一番望ましい姿ではないかということでこのたびのよ

うな決定をいたしましたわけでございます。

○赤桐操君 結局、これは今まで還元されたものが還元されなくなるんですよ。その権利が失われることになるんですよ。これは決して公平じゃないと思ふんです。もっと不公平の拡大になるんじゃないですか。総理がいろいろと強調されてまいっておりますが、公平、公正の原則に反するんじゃないですか。これは、私は、総合課税主義を放棄してこのような措置をとるということは、所得の少ない分野においては大変な打撃を受けることになると思ふんです。この点、公平を欠くと思ひますが、総理の御見解はいかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) その前に一言補足をさせていただきます。

問題は、したがって一本の税率がどのくらいであれば赤桐委員の言われるような従来還付の対象になったではないかという問題を解決できるかということでございますが、普通に考えまして利子所得はそれ以外の所得を伴うものである、普通の場合でございますが、利子だけという人もおりますけれども、それは恐らくかなり所得の多い階級と考えてよろしいかと思ひますが、勤労所得等々の所得の上のいわば上積みで利子所得があると考えて相応と思ひますので、それで二〇%というのがほぼ平均的な税率ではないかと考えたわけでございます。

○赤桐操君 私はそういうふうに出て言っているわけじゃないんですよ。退職をして第二の職場へ入っている人もこれを受けるんですよ。これは大変な私は収入の大幅な減ですよ、年ととてきて、その人もこの措置を受けることになるんですよ。これは大変大きな問題じゃないか、社会問題じゃないのか、こう言っているんですよ。

○国務大臣(宮澤喜一君) その点は、もとよりすべての人が二〇%の源泉課税を受けるのではありませんが、そのような社会的な特段の配慮を必要とする人々に対しては非課税の制度を設けておるということと救済を図っておるわけでござい

○多田省吾君 私は、法案審議に先立ちまして、若干のINF問題について御質問いたします。

昨日、ワシントンで開かれておりました米ソ外相会談で、中距離核戦力、いわゆるINFの全地球的撤廃が原則的に合意されまして、この秋じゅうには米ソ首脳会談が開かれるという見通しも明らかにされました。これは歓迎できることでありますが、今後米ソ両国が信頼関係を一層拡大させ、世界的なデタントに真剣に取り組むことを望みたいし、また戦略核兵器などすべての核兵器廃絶に向かつて拡大されることが望ましいわけでござい

ますが、総理の御感想と核軍縮に対する御決意をお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(中曾根康弘君) 詳細な情報はまだ入っておりませんので、テレビあるいはワシントンからの電話でいろいろ情報を得た範囲内におきまして、ともかく米ソにおいて基本的合意がINF廃止についてできたということは大きな成果であり、前進でありまして、日本政府としてはこれを歓迎し、かつアメリカ及びソ連の首脳部の御努力に対して敬意を払い、称賛の言葉を送りたいと思っております。

これからのいよいよ結めの作業が行われ、あるいはさらにそのほかの分野、例えばICBMにいたしましてもあるいは核実験の禁止の問題にいたしましても、そういう問題に対する交渉が開始されるわけでございますが、この良好な雰囲気を持続されまして着実に諸般の懸案が前進していくように願つてやみませんし、私も側面からそれらの前進について協力していきたいと思っております。

今回のINFにつきまして、特にアジアの機軸においてこれが処理されるということがなかつた。世界的規模において全部廃止する、そういうことが決まりました。日本が年々唱えてきたアジア部に百ソ連が残すという意図は完全に消滅いたしました。このことは、我々の外交努力が実つたものであると考えておりますし、そのようなどころまで持っていくてくださった両首脳の努力に対して評価をしたいと考えておる次第でございます。

○多田省吾君 総理は本日渡米され、また国連演説も予定されております。

国連演説の大綱と、それからその際核軍縮に対してどのような決意を述べられるのかお尋ねしたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 今、我々地球に住んでいる国民が直面している大きな問題があります。それは一つは核兵器廃絶の問題でございます。それからもう一つは世界経済の発展、上昇、特に発展途上国の経済的発展あるいは債務国の問題。それから三つ目は地球環境の保全、そういう大きな問題が今や焦眉の急にもなつてきていると思ふんです。

それらの問題というものを解決していく基本的な原理というものは何であるか。これは、私は前の総会でも申し上げましたが、人類共存、人類共生の哲学と申しますか、それだまた国連自体ができておる。そこに我々は集まつておるのであつて、それを再確認しつつ今のような諸問題について各国に協力して当たつていこう。特にまた最近、ペルシヤ湾の問題につきまして国連において安全保障理事会の満場一致の決議が行われて、この問題について事務総長は非常な労苦をしておられます。これらの問題につきまして、この満場一致の決議が実効を奏して、そしていゆる戦闘の停止から撤退、捕虜の交換、和平、そういうような方向に進む過程をできるだけ速やかにつくるように努力すべきであり、我々も安保理事会の非常任理事国として全力を尽くすべきものでござい

ます。あるいはアフガニスタンの問題そのほかの地域問題についても、長年にわたつて苦しんでおる問題で、我々としては全世界の協力で解決すべき問題であるとも考えております。

そういうような諸般の問題について、私の考え、日本側の考えというものを率直に表明していきたいと思ふ次第であります。

○多田省吾君 この問題の終わりに、この米ソ間の關係改善というものが今後我が国とソ連、日ソ間の關係にも好ましい進展を見られると思はれるの

かどうか。また、日ソ定期外相会談とかあるいはゴルバチョフ書記長の来日問題にも明るい見通しできたのではないかと考えられますが、いかがでございませうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 米ソ関係の信頼関係が一步進んだからこのような措置ができたと思いますが、このような良好な雰囲気が出てきたという事は、世界に於いてそういうような影響を持つてくるので、日ソ関係においてもいい影響を持つてくると私は考えております。

もとより我が国は、領土問題以下いろんな問題を抱えておりますけれども、しかし良好な環境と雰囲気をお互いがつくっていくという事はやはり努力すべきことでございまして、このような米ソ間の良好な雰囲気というものを日ソ間におきましてもつくるように私は考えていきたいと思っております。もとより、ソ連側の出方というものがどういふものであるかということを見きわめつつ我々は行っていくべきものである、そう考えております。

○多田省吾君 法案審議に入りますが、私は一日も本委員会にて二時間近く大蔵大臣、主税局長等に御質問をいたしました。本日は主に総理大臣よりお答えいただきたいと思ひまして質問いたします。

私どもはマル優廃止には強く反対いたします。本年五月に行われました衆議院の与野党国対委員長会談では、売上税関連六法案は次の臨時国会には出さないと約束されたと思ひます。また、衆議院における税制改革協議会の合意もなしにこのたび所得減税法案とセットにしてこのマル優廃止法案が提出されたわけではございませうが、まことに私どもは怒りに燃えております。この結果、マル優廃止では七五五の方々が利子に二〇〇の一律分離課税を課せられることになりまして、また反面、今まで高資産者の人たちは、限度を使い切った人の利子に三五〇の分離課税が課せられていたのが二〇〇の分離課税に下げられたということで、まさにこれは金持ち優遇税制である、この

ように言わざるを得ません。

また、私どもは所得減税におきましても、六十一年度決算剰余金に加えてN.T.T株売却益等によりまして二兆円規模の減税を六十二年度に行うよう主張したのでありますけれども、今回は、上積みされたとはいひましても一兆五千四百億円にとどまっております。その内容を見ますと、当初案では六十三年度から最低税率が一〇・五から一〇・〇になるということで期待していたわけではございませうが、今回は減税規模が縮まったということで、一〇・〇に引き下げるのが取りやめになりました。したがって、配偶者特別控除が新設されたけれども、それによって恩恵を受けない独身者とかあるいは共働きの夫婦の方々は、マル優廃止によってむしろ増税になるという結果も出ております。特に所得五十万円以下の方々は、一〇・五の最低税率はそのままでありますから、どうしても増税になるわけではございませう。この点は私は次の所得減税の機会にぜひ考えていただきたい、このように思ひます。

それから、今度衆議院の修正によりまして附則第五十一条には「利子所得に対する所得税の課税の在り方については、総合課税への移行問題を含め、必要に応じ、この法律の施行後五年を経過した場合において見直しを行うものとする。」と、いわゆる五年見直しが加えられたわけではございませう。私は、法律事項でございませうし、せっかく衆議院で修正されたわけではございませうから、今度総理におかれても勇断を持って大蔵省当局に、今からすぐ準備を始めて、五年後におきましては総合課税を含む見直しをきちっとできるように勉強もし、体制も整えやうていくべきだと、このように指示すべきだと思ひますが、総理いかがでございませう。

○国務大臣(中曾根康弘君) 今回の税改正の御提案案につきましては、七月二十四日の税制協議会の報告というものが衆議院議長に出されておりますが、その中で「減税についての議論の要約」という中に「次の諸点については、意見の一致を見た。」

と、「税制の抜本改革の一環として」、「抜本改革の一環として」という言葉がまずあるんです。そして「中堅サラリーマンの負担軽減に配慮しつつ減税を行う。」と、次に「右の減税の実施に当たっては、恒久財源が確保されることが必要である。」、「昭和六十二年度において、減税を先行実施する。その際、「戻し税」のような、一時的な減税方式」はとらないと、こういう点においては与野党一致していたという報告があるわけではございませう。減税を行っても、恒久財源を必要とするという認識においても一致しておる。政府はこういうような議論の経過等もかんがみましてこの減税を行いました。その恒久財源として今度のマル優問題というものをやらしていただいております。そういう考えに立つておるものなのでございませう。

それから、税の問題というものはやはり安定性を要すると思ひます。特に、このような貯蓄に関する税というものは貯蓄する方の心理状況、それから税務に携わる方の繁閑、そういういろいろな面から考えてみまして、ある程度の継続性というものは持つ必要があると、そういう意味においてこの原案のようにしてあるわけではございませう。その点は我々の考え方をぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○多田省吾君 総理の今の御答弁で税制改革協議会の中間報告という話が出ましたけれども、その中にも決してマル優制度廃止のことを言っているわけではございませう。むしろ野党はこぞって、恒久財源といたしましてはキャピタルゲイン課税あるいは総合課税、その他十項目以上にわたる不公平税制の是正、これをもって恒久財源とすべきである、このように主張し、マル優廃止によつて恒久財源は得られるものではない。特に、この五、六年はほとんど恒久財源になり得ないということ野党はこぞって主張していたわけではございませう。そして、やはりこの税制改革協議会の合意もなしにマル優廃止法案をセットにして盛り込んだという事は、野党のこぞって憤慨しているところ

ろでございまして、大変残念でございませう。

先ほど質問いたしました、もう一度ですね、この附則五十一条の五年後見直しということについて積極的に大蔵省当局に指示して、今から準備をすべきである、このように思ひますが、いかがでございませうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) この点につきましては、多田委員もよく御承知のとおり、現在非課税になつております非課税貯蓄高の中で非常に大きな割合を占めておりますのはいわゆる定期貯金でございませう。定期貯金というのは預け入れ期間が十年でございませう。それから、そのほかに期日指定定期がございませうが、これは三割弱が預け入れ期間三年の期日定期でございまして、両方合わせますと七割弱になります。したがって、対象になります金融商品は三年とか十年とか非常に長い期間を持つておる商品でございませうので、今回の制度が何年間行われるものであるかということ、そういう商品の選択に非常に直接に影響がございまして、その期間が不安定でございませうと商品間のシフトが起こる、金融市場へいろいろ影響があるという点がございまして、恐らくその点を御配慮の上で衆議院におかれまして五年後に云々ということをお決めたのではないかと考えております。

もとより、この修正点が国会の御意思になりましたときには、政府といたしましてこれを誠実に考えてまいらなければならぬと存じておりますが、五年ということをお考えになられましたのはそのような御配慮ではないかと思ひます。

○多田省吾君 私どもはまず、この衆議院の修正にある五年見直しというものを積極的に考えて、やはりこれから準備を進め、勉強していただきたい。そして、衆議院の修正論議の初めには、私どもは三年以内に見直しということを強く要望したわけではございませう。五年になつたということは大変残念でございませうが、私はむしろやはりこの見直しは三年以内を目途としてやるべきだ、このように主張するわけではございませう。

この前もこれは強く要望したわけでございますが、満足な御回答を得られないで大変残念に思っておりますけれども、私は総理大臣に對しまして、やはりこのような修正が行われた以上、まずもって五年見直しを必ず積極的にやるように指示するとともに、やはりこういった問題は国民の強い要望でもございますので、総合課税がキャピタルゲイン課税、こういった方向はやはり世界の大勢でございまして、分離課税だけに頼っている姿では不公平税制のきわみでございまして、ですから、総理が公平、公正をおっしゃるのならば、やはり三年見直しぐらいを考へて、積極的に総合課税化に向かつて努力し前進させるべきである、このように思いますが、総理いかがでございませうか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 修正の趣旨に沿ひましてよく検討させていただきます。

○多田省吾君 それから私は、医療費控除問題で御質問いたします。

今回、医療費控除は五万円足切りから十万円足切りというようになりまして、そのために、今まで百四十万人の方々が医療費控除のためにのみ税務署に赴いておりましたが、この足切り限度額を十万円にしたことによつて三十万人減つて、恐らく再来年度からは百十万余程度の申告者に減るだろうと、このように答弁もございました。この医療費控除の足切りは、来年の三月は今までどおりでありますけれども、再来年の三月から十万円に引き上げられるわけです。ですから、再来年の三月になったときに三十万円の方々がびっくりしまして、いつの間にか、今まで五万円以上の医療費があれば控除申請ができたのに、今度は八万、九万の医療費がかかってももう控除できなくなつたがっかりなさる方がやっぱり三十万人以上できてくるわけですよ。先ほどの御質問もありましたように、今老人の方を初め医療費が非常に高くなりまして、大変生活で苦しんでおります。そして、せめて生活防衛のために、また節税のために税務署にあの二月十五日から三月十五日までですか、赴かれる方が百四十万人もいらっしゃる

わけですよ。そのほかに確定申告をなさる方で医療費控除を受けられる方は百四十万人別におられる、このように聞いております。

私は、一挙にこの昭和五十年から続いた五万円足切り額を二倍の十万円まで引き上げるといふことは非常に無慈悲ではないか、このように思うわけでございまして。ですから、その差額は百億円程度だそうでございまして、はつきり言えばこの改正によつてその方々は百億円増税される姿になるわけですから、私はやはりこの際五万円で当分据え置くべきではないか、このように思うんですが、総理いかがでございませうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 一般的に、多田委員も御承知のとおり、所得を得るに際しましていろいろな経費が入り用であるといふことは所得税法が当然認めておりまして、それらの経費を算入いたしますためにいろいろな控除が設けられております。いわゆる人的控除といふものがあり、基礎控除を初めそうでございまして、そういう性格を持つておりますが、したがひまして大抵の経費といふものはこの中で計算をされておる。しかしながら、平均的な額を超える経費といふものが時としてございまして、それについては特段のことを考へなければならぬといふことで設けられております。これがこの医療費控除でございまして、したがひまして、医療費控除におきましても、平均的な医療費といふものまではこれは対象になくてよろしい、それを超えるものといふことでこの制度を設けておりますのは御承知のとおりでございまして。

現在までの五万円というのは、昭和五十年に決めたものでございまして、当時の昭和四十八年現在での平均的な医療費支出は三万七千円でございまして、それをやや超える点で五万円を足切りといひましたわけでございます。しかるところ、その後十年たちまして、今日の平均的な医療費が八万二千円となつておりますので、同じようにそれを少し超えました点で十万円をもつて足切りとした。この点は、本来こういう特別な控除といふものの持つております意味合いから、平均をやや

超えるものを特に認めるといふ考え方、そういう考え方に基づいたものでございまして、十年間たちましたのでそれを改めさせていただきたい。確かにこの間の税額は百億円と見込まれますが、それは百億円と申しますよりは、平均的な額をやや超えたところでこういう特別な経費は認めるべきであるといふ、そういうことから出たものでございまして。

○多田省吾君 五万円足切り額は、確かに昭和五十年度につくられたわけですが、その以前は十万円だったわけですよ。昭和五十年度に五万円になつたので、そのときからだんだんこの医療費控除を活用する方が増加してまいりまして、最近ではやはり税に對する認識も強まり、またこのいわゆる医療費控除の申請といふものによつて私は相当国民とそれから税に對する考え方の間隔が縮まつたのではないかと、そういう効用もあるんじゃないか、このように思うわけであります。

楽しみにしておられる方もいるわけですよ。楽しいといふ言葉がありますけれども、本当に生活が苦しい、医療費もたくさんかかつたと、これは家計、生活が非常に困ると、その中でせめて医療費の五万円以上かかつた分についてはやはり控除の対象になるというところで、それを活用していらつしやる方がたくさんおられたといふことなんです。それが一挙に再来年の三月からこれはできなくなるというふうになりますとどうなりますか。やはり、中曾根内閣のときに無慈悲にもこの五万円の足切り額が一挙に十万円まで引き上げられてできなくなつたんだとすこすこと引き下がらなければなりません。私は、やはり総理にもう一考促したいと思つてございまして。

それからもう一つは、これも一昨日質問したんですが、医療費控除の対象となる医療費の範囲といたしましては、法律に「医師又は歯科医師による診療又は治療」とございまして、総理も入つたことがあると思ひますが、いわゆる人間ドックの費用は、これは検査の結果、疾患が発見されたときには控除対象になりますけれども、疾患が発見

されないときには医療費控除の対象にならないわけですね。ですから私は、予防医学充実の観点からも疾患の有無にかかわらず、人間ドックの費用を医療費控除の対象にした方がいいのではないかと、このように思ひますけれども、総理いかがでございませうか。

○政府委員(水野勝君) 先般も御議論がございましたように、これはあくまで医師によるところの治療、診療の費用でございまして、「総理に聞いてみるんだ」と呼ぶ者あり。

ただ、当時その機会にも御答弁申し上げましたように、それが疾患につながつた場合にはそれも対象に入れるように検討しているといふことでございまして、その点は御理解を賜りたいと思ひます。

○多田省吾君 総理にお答えいただきます。

○国務大臣(中曾根康弘君) できたら保健政策を推進するといふ面から、次の段階では検討してあげたいと思ひますが、今回の改正におきましては、やはり平均的な医療費といふものをにらみまして、この前の金額と今度の金額との統計的な数字をにらみまして、こういうようなことをやるのが公平でもあるし、また財政的に見ても妥当である、そういう考えに落ちついた次第でございまして。

保健政策を推進するといふことは大事なことでありまして、これは厚生省側からの観点になると思ひますけれども、将来は財政状況等にもらみまして検討すべき課題であると思ひます。

○多田省吾君 たびたび御質問いたしますが、今度のマル優廃止によりまして六十歳から六十四歳の方は残念ながら一律分離課税二〇%を利子にかけることになりまして大変残念でございまして。

最近の労働省の発表でも、現在の年金水準では生計を維持するためには、六十五歳の時点で別途千五百万円程度の貯蓄が必要であるといふ報告書を出しております。私は、六十五歳以上非課税となさつた、これは老後を迎えた人の貯蓄の保護のためであり、これは結構だと思ひますけれども、

超えるものを特に認めるといふ考え方、そういう考え方に基づいたものでございまして、十年間たちましたのでそれを改めさせていただきたい。確かにこの間の税額は百億円と見込まれますが、それは百億円と申しますよりは、平均的な額をやや超えたところでこういう特別な経費は認めるべきであるといふ、そういうことから出たものでございまして。

問題は六十歳から六十四歳までの方は老後に備えた貯蓄をやつぱり優遇しなければならぬ立場におられる方ではないか、このように思うんです。老後に備えるということは非常に大事だと思ひます。

また、先ほどの御質疑のように、六十歳定年また六十歳以前の定年で職を追われる方も非常に多いわけでごさいます。谷間とも言われております。そういった姿から、私は、やはり六十歳から六十四歳までの方も非課税にすべきである。おとこの御答弁をお聞きしました。この六十五歳以上のお年寄り、そして身障者の方々、母子家庭の皆さん、合わせて全体の二五%の方々が非課税となりますという御答弁でございました。じや六十歳から六十四歳の方を非課税に含めればその対象者はといひますと三八%に上る、こういうお答えもございました。確かにそれは上るかも知れませんが、まだちよつと四割以下でございします。二五%と三割、そんなに変わるものではないと思ひます。

私は、やはり総合課税に近いわけでごさいますから、どうしてもこのマル優原則廃止という姿の中において、せめても六十歳から六十四歳の方はやはり非課税にすべきではないか、また、今後それを考えていくべきではないかと思ひますが、総理大臣いかがでございしますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) この問題はほかの法体系にも非常に影響するところでごさいます。いわゆる老人保健法における老人とか、今までの課税における老人控除の老人とか、あるいは老人の基礎年金の老人とか、非常にほかの法体系とみんな絡みがあります。それらを一緒に見直すときには見直すべきであると思ひますが、そういう場合を考えると、かなりの財政負担というものが出てくると考えられます。したがって、そういうしつかりとした基礎というものがなくして、この問題だけで考えるというわけにはまいらない点も一面においてあると思ひます。

また現在の日本の状況を見ますという、六十歳定年でおやめになつても大体六十五くらいまでは皆さんお働きになる方が非常に多い、また働いていただかなければいかぬと私は思ふのであります。それが健康を保持するゆゑんでもあり、人間として生きていく楽しみでもあるわけでありまして、そういう雇用を保障するということは、他面において政府の政策として懸命にまた推進していかなくやならぬところであると思ひます。両々相まらまして今の六十五歳という問題を維持してまいりたい、そう思つてゐる次第なのであります。

○多田省吾君 これは、私は御説明のための御説明だと思ひます。六十五歳以上の老人という概念にも大きな意味があると思ひますけれども、やっぱり六十歳ということも厚生年金の支給開始とかいろいろなその他のたぐさんの意味がございまして、六十五歳以上に意味があるならば六十歳以上というものはそれ以上の私は意味がある、このように思ひますのでまた御一考いただきたい、このように申し上げます。

それからもう一つは、キャピタルゲイン課税でございします。アメリカ等におきましては原則課税でございします。日本はまだ原則非課税でございします。特に有価証券の譲渡益等につきましては、何万円、何回以上というようなことが少しありまして、今度強化されましたけれども、ほとんどこれは網の目をくぐるように逃れやすいさる法となつておりまして、今後強化されましたも果たして実効あるものかどうか本委員会の論議でも疑われております。私は、アメリカを初め欧米諸国もやつてゐるうちに、やはり利子配当等も総合課税化に向かつていかなければならない、このように思ひます。アメリカ等におきましては社会保険番号をもつて納税者番号とし、また自己申告だけでもう既に八九%の捕捉率である、このように言われております。八二年度からこれが報告制に変わりましてたのもっとも完全な捕捉になるだろうと言われているのがアメリカのキャピタルゲイン課

税の現状でございします。

コンピュータ化が進んでいる日本の現状において、また国民皆保険、国民皆年金という姿の中において捕捉できないわけはありません。ですから私も、こういったキャピタルゲイン課税あるいは総合課税化に向かつて早く準備をし、また勉強をし、また早く実現すべきであると強く思うのでございします。総理いかがでございしますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 今回は部分的ではあります。その問題についても一歩前進したわけでごさいます。そういう御提案をお願いしておるわけでごさいます。ただ、多田先生おっしゃいましたようにやるといふことになりまして、いわゆる背番号制というところにかざるを得ない、好むと好まざるにかかわらずそういうようなことにかざるを得ない。なぜならば有価証券等の商品が非常にいろんなものが出てきてゐるということもございします。それから扱う金融機関も千差万別であると同時に、また地域的にも非常にどちらでも動いていけるというふうな形にもなつております。そういう点から、公平を期してやるといふことになると結局は背番号制というところにかざるを得ない。そういうような面が果たして国民的に今なじむかどうかという面は、これは研究すべき課題でありまして、まだそういうところには至つていないと考えておる次第なのでございします。

○多田省吾君 私は総理の言われる国民総背番号制とは違ふと思ひます。やはりアメリカにおいても行われている社会保険番号をもつてかゝるといふこともできるんだし、むしろ国民総背番号制ではなくて、これは納税者番号といふことは言へないと思ひますけれども、総理のように背番号はいけな背番号はいけないといひますと、一%以下の高資産者を守るために九九%の国民が税的に犠牲になるといふ姿もあるでございまして、やはりこういうコンピュータ化の時代、しかも日本でも今の答えのように五年後に総合課税を目指すという方向に進んでいるんではありませ

か。そうしたならばやはり不公平税制の是正あるいは総理の常々おっしゃる公正、公平という観点から見ましても、やはり私はこういったキャピタルゲイン課税、また総合課税、そしてまた特に有価証券の譲渡益課税につきましては前向きに進むべきである、このように思ひます。

最後に私は国税職員の方々の増員、また処遇、待遇につきまして御質問いたしますが、今までも本委員会におきまして毎回附帯決議も衆参両委員会付され、そしてまた今、国税職員の方々が専門化あるいは国際化の中で大変な御努力を払つておられる。そしてまた、新聞、テレビ等にも出るあの脱税摘発という問題におきまして、もつと国税職員が数が多ければ脱税なんか防げるのではないかと、執行面においても立派な活動ができるのではないかとというふうな考えも強まつております。

行政改革という面におきまして、国家公務員の方々の人数をふやさないといふことは私たちもよく知つておりますけれども、やはり必要な面におきましてはこういった国税職員のような場合は増員する、そして不必要な面におきましては減員する、そういうことをはっきりさせて進むべきではないか、このように思ひますが、総理いかがでございしますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 国税の職員はたしか五万人ぐらゐおつたと思ひますが、外国から比べますと、少ない人間でしかも非常に膨大な案件を抱えておりまして非常に努力してくださつてゐると私は評価し、感謝しておるところでございします。

行政改革といふことでもありますので定員を増加することは極めて厳しい状況ですが、しかし国税に關して、それからもう一つは外務省の問題、これにつきましては行政改革の際にもいろいろ考慮いたしまして事実上の増員という形を今までやつてきておるわけでありまして、部内においてもいろいろ振りかえをやるほかの他の努力もまたやつてきておるわけでごさいます。やはり行政改

革という思想は一貫して行くべきもので、いろんな面でお困りの点もあるかもしれませんが、あるいは実調をもっと多くふやしてやればもっと収入が上がるんじゃないかと、一人ふえれば五千万円ふえると、そういうこともときどき聞くことでございますが、やはり行政改革という根本的な、基本的な考え方というものは貫いていくべきである、そのように考えて、そのときそのときの調整というものは、年次予算編成の際に総務庁といろいろ相談して、やらせるようにしたいと思っております。

○吉岡吉典君 最初に、自民党総裁としての中曽根総理にお伺いします。

きょう十九日に私もここでマル優廃止を含む法案の審議をしているわけです。ところが、きのう国会の中にも配付されました自民党の機関紙自由新報を見ますと、「税制改革法案が成立」という大きな見出しで、もう既に十八日の時点でこれが成立してしまつたと、こういうのが配られているわけですね。私はこれは極めて無神経というか常識外れというように思いますけれども、こういう新聞が平気で国会の中にまだ成立していない時点で配られるという根本には、やはり自民党が数の力で国会などどうでも動くというおごりがあるのではないかと私は考えます。まだ今の時点でも成立していない、そういう法案について国会の中に、事もあろうに、そういう新聞が配付されているという問題、総裁としてどうにお考えになるか、最初にお伺いします。

○国務大臣(中曽根康弘君) その自由新報は二十二日付の発行になつてはいます。そこで、地方に送るいろいろな関係からも、よく新聞にも早版というのがありまして、前の日にその日のことがもう書かれて送られる、そういうことになつていないかと思ひます。そういうことであると御理解願ひたいと思ひます。

○吉岡吉典君 現職の私は新聞屋ですから、現職の新聞屋相手に新聞論は持ち出さない方がいいと

思ひます。かつて新聞でもこの種のことはしばしば失敗としてありますけれども、今赤旗を含めて日本の新聞は、事実が終わらないうちに、進行中に過去形にして出すということはほとんどありません。全く例外がないかどうかは別です。しかし、私が今お伺ひしましたのは、それを国会の中に配つていふことに焦点を置いて私は質問したわけですから、それを新聞でよくやることだといふことでは済まされません。これは、私は新聞をつくつていふ現職の新聞屋としても総理に反論しておきます。この問題は議論してもしょうがありませんが、国会の中にこういうものを配ることがまずかつたという感覚も全くないのかどうなのか、その点だけでも一問お伺ひします。

○国務大臣(中曽根康弘君) 早版で刷り上がりましたものを地方へお帰りになる国会議員の皆さん、我が党の議員の皆さんにお渡しする、そういう面で国会へ持ち込んだ面もあるのではないかと思ひます。

○吉岡吉典君 自民党の人じゃない、共産党の控室にも配られてきていますから、国会にじゅうに配られていふ。だから私は、こういうことについて全く平気でいふという感覚、その感覚が国民の審判を受けたマル優廃止をこの国会へ平気でもう一回持ち出す、その感覚と私は共通していると思ひます。

次に、それとも関連して総理にお伺ひしますけれども、総理は共産党がマル優廃止を持ち出すのは公約違反だと言つたと大變機嫌が悪いようですけれども、私は、総理にこの問題でお伺ひする最後の機会にこれがなると思ひますのでもう一度お伺ひしておきたいと思ひます。

総理は、共産党が中曽根総理は同時選挙中マル優はやらないといふことを各地で演説なさつたといふことを言ひますと、そうでない演説の例を持ち出してこう言つていふというふうな答弁なさつておられます。私はそういう答弁も演説もあつたと思ひます。だから、恐らく二種類の演説が結果として行われる結果になつたと思ひます。それで

総理は、意図するところはこうだつた、あるいは十分な説明がなかつたかもしれないということもおつちやつていふ。しかし政治家、政党が責任を持たなければならぬのはその言明と、その言明がどういふ結果だといふ影響を国民に与えたかといふことであつて、意図はこうだつたといふことでは、政治家及び政党の責任は免れないと思ひます。

そういう点で去年の同時選挙では、総理の今言つたような発言及び総理の発言だけでなく、当時の金丸幹事長がNHKのテレビとかフジテレビ等も通じてはつきりと大型間接税、マル優、この双方とも総理自身がやらなかつたと言ひ、やらないから信用してもらひたいと、こう断言してゐるわけですね。そのほか閣僚及び元閣僚だつた人がマル優制度を守るといふ公約を掲げられた事実も私もよく知つておられます。その結果、国民がやはりマル優は廃止されなかつたといふふうになつてしまつた。それはもう事実なんです。政治家といふのは、言わんとする点にこうだつたといふことじゃなくて、そういうふうな国民にとられた、そのことには責任があるんじゃないかと思ひます。

そういう点で総理は、今の時点でなお自分の選挙演説及び今も紹介した当時の金丸幹事長の発言を含めて、自民党はマル優問題について国民に一点の疑問もないように明確に述べていたとおつちやるのか、それともやはり国民に間違つて公約を受け取られたといふことはお認めになるのか、その点再度お伺ひします。

○国務大臣(中曽根康弘君) マル優問題につきましては、自民党は一貫して不正はやめなさいといふ、しかし社会的に弱い方々、例えば御老人であるとか、あるいは母子家庭であるとか、あるいは身体障害者であるとか、そういう方のマル優はあくまで守らなければならぬ、そういうことを言つてきておられます。私も言つてきておられます。また党員、公認候補者に対する演説の内容の指針としても、あのころ全国の公認候補者にその趣旨

を文書で送附いたしましたして、演説方法の中にはそういう趣旨で入れるようにと、そういうことも指示しておつたのであります。

○吉岡吉典君 そういう指示を出したとおつちやつた後に、行われた総理の演説でも金丸幹事長のテレビ発言でも、その他選挙中の自民党の候補者の演説の中でマル優制度を無条件で守る、限定抜きに守るといふ発言があるから我々は問題にしているわけですね。今の総理の発言で、総理は自分の発言、また自民党が選挙民に与えた影響に、それが国民にどのような影響を及ぼしたか、それはどうした責任だといふ態度だとするならば、極めて国民としては信用できないといふふうに思ひます。国民の批判を受けたと、そういうふうには言ひざるを得ません。同時に、今のような態度が続く限り、やはり国民は政府の言ふこと、これをどの程度信用していいのかわからない疑問を持つようになるだろうと思ひます。私はそういうふうには、今の答弁は国民に対して非常に遺憾な答弁だといふことを指摘して、次の質問に入ります。

中曽根総理はこれまでの答弁の中で、シャープ税制は今日の状況に合わないやつた、だから抜本的な税制改革をやるとおつちやつています。私は、そのシャープによつて打ち立てられた今日の税制のどこがまずいのかといふことは、大蔵大臣にもこの委員会でも質問しましたけれども、総理にもお伺ひしますけれども、シャープによつて打ち立てられた今日の税制のどこがまずいのか、このシャープ税制の根幹である例えば所得税における総合性、累進性、生計費非課税、こういうふうな制度そのものもまずいから改めようといふのか、そういう今の日本の税制の根幹になる部分は守つていこうといふことなのか、お伺ひします。

○国務大臣(中曽根康弘君) シャープ税制はあの当時としてはなかなかよく考へてきていた税制であると思ひます。特に、まだあのころ日本は国民所得も低くて税収もそう期せられない、そういう時代でございましたから、割合に直接税という

常によくわかるもので、こう言っているんですね。日本の貯蓄率はGNPに対して三〇%以上もあると、これは私も日本の貯蓄率が三〇%以上もあるということとは聞いたこともありませんので、そのような資料がどこにあるものだろうかということとで調べたところによると、経済企画庁に問い合わせ

わせまでも、そんな数字はあり得ないんだ、ど
 んなとり方をしても二〇％ぐらいの数字であるとい
 うことでしたし、私が調べた範囲でもこういう
 のはむしろくちやだ。シュルツ国務長官はこの
 演説の中で、OECD諸国の平均貯蓄率よりも五

○%上回っていると言っていますけれども、シュルツ國務長官の挙げた三〇%という数字自身が日本の実際の貯蓄率よりも五〇%上回っているという方にこの五〇%というのは当てはめた方がいいんじゃないかと思って聞きました。

いずれにせよこういう認識で、日本の貯蓄率が高いから日本は国内消費がふえない、そして輸出をやっている、こういう演説なんですね。こういう事実誤認を前提としての日本へのマル優制度批判、これはそもそも前提からいって根拠がないも

のだ、こういうふうに言わざるを得ないと思います。
 總理、こういう演説、どのようにお考えになりますか。
 ○國務大臣(中曾根康弘君) 演説では私も時々数

字を間違ふことがあるので、うる覚えに覚えていたことをちよつと言つてしまふという場合もあります。しかしそれは、こういう傾向である、こういう大勢である、本質的にはこういう問題である、そういうことを知ってもらふために言う場合が非

常に多いです。
シュルツさんの今のお話で、三〇％というのは何かの記憶違いでしょう。大体二〇％前後です。しかし、アメリカはどうかといえば、四％から五％ぐらいですね。最近では貯蓄率もまた上がらない

で、落ちるぐらになって消費が盛んになってきておる。そういうアメリカの四、五％と日本の二〇％前後というものが頭にあつて、日本というも

のは貯蓄率が非常に高い、それになおまだ貯蓄をふやせというようなことをやっているんじゃないか、それが円高の原因じゃないか、輸出がどんどん伸びることもなるという趣旨のことを言ったんだらうと思うので、その趣旨はやっぱりある程度当たっている、経済学的に見て当たっていると言わざるを得ないと思うのであります。

○吉岡吉典君 この委員会の審議、衆議院を含めての審議の中で、今総理がおっしゃる、それは当たっているんじゃないかというのが当たっていないというところが明らかになりました。これは政府答弁でもお認めになりましたけれども、日本のマル優制度と貯蓄率との間には因果関係はないということ、またマル優制度を廃止したからといって貯蓄が減るものでないということ、マル優制度を廃止したからといって円高が解決できるものでないということ、そういうふうなことはこれは衆議院から参議院にかけての論議の中で政府自身もお認めになっている。そういうわけで、今既に明らかになったことをもう一回総理は繰り返されておられる。

総理がもう一つ強調されてきた問題に、不正利用という問題もありました。時間がありませんからここで詳しく述べることはできませんけれども、不正の問題も、今背番号とおっしゃいましたが、背番号なんか全くなくとも、技術的にはもう実行可能な研究が終えているということが国税庁からも答弁があったところでありまして、これは不正を理由にしてマル優を廃止しなくちゃならないという問題もありません。

私は、総理が言われたいろいろな理由が崩れたと思う。シュルツ長官の、数字というのは時々間違えると言いますが、活字になって出版されているものですね。ですから、そういう活字になるものは政治家はそれなりにきちっと原稿を見て出しているわけですから、単に演説をやるよきの発言だというふうなものではないと私は思います。しかし、それはさておきまして、もう一点総理

にお伺いします。

それは、大企業優遇ではないんだということ、大資産家優遇ではないんだということを盛んに答弁でもおっしゃっています。しかし私は、今度の税制改革で大企業優遇はそのままにされたというのが実態だ、そして庶民へのマル優廃止による増税だ、ここに最大の問題がある。だから、マル優廃止に我々は反対して、この法案を撤回してもらいたいと言っているわけです。

一例だけ、私はこの委員会でも何回も取り上げてきましたけれども、例えば日本の代表的な商社七社、これの日本で納めている法人税が六十一年度はわずか百三十三億、六十年度は七社合わせてゼロという事実が明らかになっているわけですね。こういうものにもほとんど手もつけない。しかも外国税額控除というもののの中には、実際には税金を払っていないのに払ったとみなす、そして税額から控除するというようなものであるわけですね。実際払っていない税金、それを払ったとみなして税額から控除する。この程度のものであれば、これは公平も公正もあつたものじゃないかと思ひます。この点、総理の考えをお伺いしたいと思います。

○国務大臣(宮澤喜一君) 租税条約をいたしましたときに、二重課税を防止するというところから、ただいまのようなことは普通に行われておることでございますが、払わない税を払ったとみなすというの、これはつまりある国が、発展途上国に多いと思ひますけれども、ひとつぜひ企業にいらつしやいと、自分の国は免税をしてあげますというときに、その税金を払ったとみなさなければ、結局商社の負担になってしまいます。ですから、そういうときは発展途上国のそういう企業誘致策をこちらとしても援助しよう、そういう意図であることは御承知のとおりと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 二重課税防止条約等々の適用もありまして、また大蔵大臣が今申し述べたとおりです。

○吉岡吉典君 私は二重課税全部をやめろという議論をここでしないで、その中でも最もひどい例であるみなしだけでも改めるわけにはいかないかと言いましたけれども、これを改める気も全く今の答弁だとなさそうです。そうだとすると、政府の立場はもう大企業をいろいろな理屈をつけて擁護していくということだとしかとれません。特に、みなしというのはこの国でも全部やっていると云うものじゃないかと、アメリカなんかでもやっていると私は承知しています。

そういう考え方に立つた今度の税制改革であり、これに続いてさらに抜本的な税制改革が続いている。それは国民に対する一層の負担を強めるものになるであらうということが今の答弁を通じてもわかったというのを私は指摘し、そういうことだとすると、私どもは今度のマル優にも一度強い反対を表明するとともに、そのような増税には今後とも強く反対していくことを述べて、私の質問を終わります。

○栗林卓司君 私は、納税者国民の立場に立つて、総理に、二お尋ねをしたいと思います。中曾根政治もようやく終わろうとしているわけでありまして、中曾根政治を振り返りまして一番明らかに残しは何であつたかと考えてみますと、いわゆるクロヨン問題の解消がそれではなかつたんだらうか。これは解消するためには取り組んだのかどうかさ定かではないのでありますが、中曾根政治の間にいわゆるクロヨン問題は解消に向かつて、かつ成果を上げてきたとお考えになつておられますか。

加えてまた、国民の税に対する信頼を確保するためには、クロヨン問題の解消というのは最も緊要な課題だと私は思つておりますが、この点についての御所見もあわせて伺いたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 大したこともできませんでしたが、しかし今回のこの税法の改正を成立させていただきますならば、これはクロヨン問題解消に向かつて大きく第一歩を踏み出した。刻みが変わってきますし、税率が変わってきますし、

その次の所得税のさらなる減税というものの足がかりが着実にできた、そういうことになるので、ぜひ御成立をお願ひいたす次第です。

○栗林卓司君 かなる税制改正であれ、納税者の税に対する信頼がなければそれは前に進むものでは到底ありません。

そこで、総理が今の問題についてある角度からたびたびお答えすることは、こういう印象を与えますので念のために伺うんですが、いわゆるクロヨン問題というのは所得の間の把握率格差でありまして、したがって間接税の比重を高めることによって、結果としてクロヨン問題の解消につながるという御説明をなさいますが、それは把握率の格差を頭からあきらめてしまふということなのか。いや、そうじゃなくて、所得の把握率は有権者、納税者国民の立場に立つて厳正にやります、こういうお立場なのか。

この後段に立ちますと、ここでも再三議論が出たところでありまして、執行体制の整備、これは国税職員の見直しを大幅にふやす問題も含めて、あるいは必要であれば納税者番号という武器も導入を図りながら進めていかなければなりません。この点についていかなる御所見をお持ちでございますか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 国税庁は公正に適正に税務を執行していると思ひます。中には脱税とか節税というものの例外がなきにしもあらずであります。原則的には公正に、適正に執行している、そう思つております。

ただ、現在を見ますと、実調率を見ますというところ、まだ手の届かないところも多々あり、その点については栗林さん言われるように、国税職員あるいはその機能の充実ということは我々としては心がけなければならぬ問題があると考えております。

○栗林卓司君 総理は行政改革ということを大きな目標にして中曾根政治の幕を開かれたわけでありまして、これは釈迦に説法であります。行政改革というのには必要とすることは必要としますが、

注ぐ、不要なところは力をそぐということであり、すが、そういった意味では、こういった議論をしており、行政改革との関係もこれあり、なかなか難しいのでありますという答弁が政府側からいつも返ってくるんですが、これは何か考え違ひをしているのではあるまいか。

そこで、行政改革も大きな国民の期待する目標であり、同時に税に対する公平感を確保するというのが何物にもまさる大きな価値のあるものだと思いますが、そういった認識に立つて進めるべきだと思いますので、重ねて御所見をお願いいたします。

○国務大臣(中曾根康弘君) その点は、行政改革の旗のもとに実行しておるのであります。大蔵省内部におきましても、例えば財務部からこちらの方へ転用するとかほかの部局からやってくるとか、あるいはほかの省からたしか来た人もおるだろうと思います。農林省あたりから行った人もあるだろうと思います。その人はすぐ直接、税には行かないけれども、税に向く人のところへ行つてその人が税の方へ行つていくと、そういう例もあるんだらうと聞いております。そういう意味におきまして、実質的には国税庁の増強という面には行政改革のもとでやっておるので、必ずしも定員をふやすということばかりが税の強化ということにはなっていないのであります。

○栗林卓司君 最後に一点、御所見をお尋ねしたいと思ひます。

総理は自民党のウイングを左に伸ばして勢力の拡大を図つたという趣旨のことを再三各所で御発言になつておりますが、関連して実はお尋ねをするんです。

勤労者の財産形成というのはサラリーマン、勤労者にも財産を持つてもらいたい、財産を持つことによってゆとりのある暮らしをしてもらいたいというのが制度の目的でございました。そこで、結果として財形貯蓄の残高が十兆円前後になりました。そのときに、いや、もうこれは勤労者財産形成の政策が効果を上げて十兆円にまでなりました

かと、こういう立場と、いや、ここに非課税貯蓄が十兆円だなどというのでは、これは天と地の開きがあるんであります。

一方、先ほど来出ております六十歳から六十四歳までの老人の問題でありますけれども、その方々にとつて一番いいのは、総理もお触れになりましたけれども、働く意思と能力がある者にとつては雇用機会を与えるのが最善であります。また、これが実は老人の生活保障のための財政基盤をつくることになるんであつて一番いいことに間違ひない。とは言ふものの、これは政府が努力をしないといふつもりはありませぬ。なかなか困難なものでもありますから、にわかに効果を上げることは期待しがたい。そうなりますと、ちょうど六十歳、得た退職金をいかに有利に保全をしながら老後の生活に備えていくのか。公的年金といつても、先ほどもありましたが、政府系の資料によりまして公的年金だけでは、普通の暮らしをしようにと思つたら六十五歳のときに一千五百万の貯蓄を持つていなければ暮らせません。一千五百万といふのは大変な額ですよ。そこに向かつてとにかくつめに火をともしようとして貯蓄をして、まさに六十五歳以上の老後の生活の保全を図ろうと、そう考へていく多くの引退をした元サラリーマンの皆さんにとつてみると、これまでマル優というのは老後の生活保障という面で立派に社会政策的役割を果たしてきた。これは御異論はないと思ひます。

今回は、不正利用に名をかりたりしながらしてこれを全部引っぱがしてしまふ。片一方では、財形の残高が十兆円にもなると、まあここにも非課税がこれだけあるぞといつて課税対象に繰り入れて取ろうとしておる。これを見ておりますと、こういう態度というのはいろいろ口ではおっしゃいますけれども、しよせん勤労者、サラリーマンのことを考へてくれることを自民党に期待してもそれは無理なんだというのを天下に公然と知らしめたように私には思えるのであります。日ごろ、ウイングを左に伸ばしておつしやつて

おります政府のお立場からして、いかなる御所見をお持ちか伺ひまして、私の質問を終わります。

○国務大臣(中曾根康弘君) 今回の税制改革をござらんたいだきまして、また我々が通常国会に提出いたしまして御説明申し上げました考へに基づきまして、やはりサラリーマンの重税感を解消して不公平感をなくそうと、そういう意味で相当な減税をやりました。二兆円近いものをやろうといふことで案を出したわけでありまして、

それで、その方向といたしましては、先ほど申し上げましたように、五、六百万の皆さん方、要するに子供二人ぐらい持つてその子供が大きなつて、一番ローンの負担とかそういうもので苦しんでおる働き盛りの人を中心に減税の重点を加えよう、そういう意味で前回も、今回はさらにそれを強化いたしまして、そして税の刻みあるいは税率というものをやつたわけで、大体サラリーマンが終るときに税率が上がるといふのは一回あるかないか、それぐらいのことにして、給料が上がるときに税金が重くなるというやり方はやめようといふ体系に今度はしたわけでございます。あるいは奥様に對する内助の功といふ点についても特別の計らいをした。

そういういろいろな面におきまして、サラリーマンの皆様方には、特に我々は頭を使ひましてやらせていただいたので、これはウイングを左の方へ伸ばしてきていく一つの証左ではないかと思ふのであります。また、しかし当然のことでもあります。

○野末陳平君 シャウブ以来の抜本的税制改革といういわば鳴り物入りで始まつた今回の税制改革ですけれども、しかし抜本的と言ふにはこれはもう内容的に余りにも物足りない、これが私の考へでありまして、しかしながら、これが本格的なものの第一歩であるというならばそれなりの評価はできると、こういうふうな考へておるわけです。しかし、総理御自身は初めの意気込みのとおり成果を上げたと思つていらつしやらないと思ひますが、まあこの程度の一部改正する法律案と

いう形でおさまるんですが、御自身でどの程度この内容についての評価をお持ちなのか、それをまづお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) もしこの税制の改正法案を成立させていただきますならば、やはり次に来る大きな税制改革、体系全体の改革への扉を少しあけることができた、そういうふうに考へております。伊東政調会長には、半開きぐらいまでいきますかなと、そういう言葉を使ひましたが、半開きまではまあいかぬかもしれませんが、とにかく税制全般の改革への扉を、おかげさまによりまして開かせていただけるのではないかと思ふのであります。

○野末陳平君 半開きにしても総理としては、しかし在任中にもつといろいろやりたかつたという意欲は当然だつたと思ふんですが、何をやり残したと、これだけはどうしてもやりたかつたけれどもやり残して悔やまれるという部分はどんなところでしょうか、それをひとつ聞かせてください。

○国務大臣(中曾根康弘君) やはり税制の問題は、実は体系全般としても格好のあるものにしてやつていきたいと思つておりました。それはできませんけれども、ともかく第一歩を踏み込んで、大体その方向への軌道が設定されれば非常にありがたいと思ふわけでありまして。あとは教育も臨教審の答申があります、そのやはり方向づけ、工程管理表と申しますか、推進大綱というふうなもので大体その方向づけをはつきりしておく。それから土地の問題がございまして、十月十二日に新行革審から土地の意見提出がある予定でございしますが、やはり土地の問題という問題も焦眉の急を要する問題で、手がけてやれるところまでやつておかなきゃいかぬと、その辺を今のところ考へておるところであります。

○野末陳平君 あえて税制改革に限つてお尋ねするんですが、そうしますと、総理としては、次の内閣にしてもらいたい緊急重要なテーマというの、何と何だというふうにお考へでしよう

か。

○国務大臣(中曾根康弘君) これは、衆議院の協議会もございまして、協議会が開かれるかどうか、その動向等も見守り、そして策定していかなければなりません。しかし、施政方針演説で申し上げましたような税制改革の方向、理念というものはぜひ実現したいと、そう念願しておるわけであります。

○野末陳平君 土地の問題が確かに緊急になっておりますが、固定資産税について総理にどうして、もこれはもうお願いしておきたいと思ひまして、この固定資産税ですが、評価がえの年になつておりますがね、来年、何といつても大都市中心の人だけでなく地方においてもこの固定資産税の評価がえを非常に恐れるというか、不安を持つ声をどこへ行つても聞くんですね。考え方としては、評価がえの年ではあるけれども、しかし地価高騰の現状を考慮する場合にはそのまま評価がえをしちゃいけないと、少なくとも来年は凍結しておいて様子を見るべきだと僕は考えるんですね。

これは大蔵大臣にお尋ねしても直接所管じゃありませんのでお答えがなんでしょうけれども、総理としてはやはりこれは最後のお仕事として固定資産税はひとつ凍結するという方向を打ち出してほしいと、こうお願いしたいところなんです。これについてどういふふうにお考えですか。

○国務大臣(中曾根康弘君) 固定資産税につきましては、三年に一度資産価値の変動を勘案した評価額の見直しをすることによりましてその評価の均衡と負担の公平が図られるものであり、昭和六十三年度においても評価額の見直しは行わないといひます。ことや税負担も据え置くということとすることは、評価の不均衡と負担の不公平を生ずることとなり、適当ではないと考えております。

なお、六十三年度の土地の評価がえについては、自治省において大都市地域における買ひ急ぎ、将来における期待価格等による特異な地価の状況にも十分配慮しながら、課税団体と調整を図つていると聞いております。

また、今後の固定資産税の負担の問題については、昨年十月の税制調査会の答申において「多くの納税者に対し毎年課税されるという固定資産税の性格を踏まえて、負担の急増を緩和するためなだらかな増加となるような配慮が必要である」とされておりました。この趣旨を踏まえてまして対処する予定でございます。

○野末陳平君 そこで、もうちょっと前向きかつ具体的なお答えをお願いしたいと思つてゐるんですが、税調答申にも今お答えをお読みになりましたように負担の急増を緩和する配慮が必要だと、はっきり言つてそれがまさに今年度の評価がえであろうと、こう考えるわけですね。ですから、これは凍結しろという意見もかなり出ておるんですが、総理がこの際やはり明確な方針を打ち出されるというところが大事で、配慮という消極的なことではなくて、やはり今回は凍結するのが当然ではなからうかと思つたので、重ねてもう一度お願いします。

○国務大臣(中曾根康弘君) やはり固定資産税というものを設けた趣旨というものを生かすつと、それとともに、土地の値段が急騰してきたということから来る今までのやり方をそのまま準用した場合に、大きなひずみやゆがみが出てまいります。長期的に見て必ずしも妥当でないという結果が出てくる可能性もなきにしもあらずです。そういうような場所につきましては、特に土地の値段の急騰という面から来るひずみ、ゆがみというものを起させないように、いろいろ実情に即して手かげんを加えたやり方でこれを処理する、そういうことであると考へております。

○野末陳平君 ちょっとだけ個人的な考えをつけ加えておきますと、固定資産税がまた評価がえで上がりますと負担は確かにきつくなる。しかし、そのきつくなつた負担が地方自治体の増収となる。そうすると、それが果たして生かされた使い方をするかどうかという点においても恐らく納税者というのは非常なる疑問と不安を持つだろうと。そんなこともあれこれ考へまして、今回はや

はり凍結をすべきだといふふうにお考へておりますから、それをつけ加えておきます。

それからもう一つ土地問題ですが、総理は先日、私権の制限といふようなことを口になさいましたけれども、これについてもなかなかこれは大変だろ、うし、どういふ形の私権の制限かわかりませんので、この際もう一つ具体的に総理の私権制限を含めた土地のあり方、これをお答えいただいて終わりにしたいと思ひます。

○国務大臣(中曾根康弘君) 私権の制限ということとは現実問題となりますと非常に難しいところでありまして、しかし、前にも申し上げましたように、近代国家におきましては所有権は責任を伴うといふことが定説になつてきております。それで、現在の都市計画の進行状況あるいは土地の価格の騰貴の状況、そういういろいろな面を考へてみますと、最大多数の最大幸福といふものを実現していく、都市においても住居地においても、あるいは国民各層の間においてもそういう最大多数の最大幸福、それから公正、公平といふようなことを考へてみますと、いろいろな今やつておる対策では手の及ばないという面が出てくるかもしれぬ。そういう場合には、ある程度使用権等について、あるいは所有権に及ぶかもしませんが、ある程度の規制を受けることもやむを得ないであらう。しかし、それはやはり客観的に見て公正な公平な国民的な常識に合うことではなければならぬ、そう思ひます。

実際問題として、例えば二年超短期重課といふようなものもそれに近い性格を持つてきております。ある意味におきましてはそれによつてある程度の規制をかけようといふところでございまして、それ以上もつと進んだやり方がある得るのか、ある場合には売買に対する規制とかそういうものもありまして、今回におきまして国土利用計画法のあれによりまして、監視区域、届け出制あるいは許可制といふことも可能にしております。そういうような例もございまして、そういうような考へに立つていろいろすべてを見渡して、手を入れ

るところありやなしや、緊急を要してそのようなことを行ふ必要ありやなしや、そういう点について今行革審におきましていろいろ検討し、党におきましては実は検討しているところでございまして、それらの検討の結果を待ちたいと思つてゐるわけでございまして。

○委員長(村上正邦君) 他に御発言もないようです。中曾根内閣総理大臣は、総理として本委員会の出席は最後にならうかと思ひます。厚く御礼申し上げます。

○国務大臣(中曾根康弘君) どうもありがとうございます。

○委員長(村上正邦君) 本案の修正について赤桐君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。赤桐君。

○赤桐操君 私は、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となつております所得税法等の一部を改正する法律案に対し、修正の動議を提出いたします。

その内容はお手元に配付されております案文のとおりでございます。

これよりその趣旨について御説明申し上げます。

御承知のように、税制改革につきましては、衆議院に設置された税制改革協議会におきまして協議が重ねられてはいる途中であり、いまだ最終的な結論を得るまでには至つておりません。ただ、所得減税につきましては、早急に実施することと合意を見、今回の政府の提案に係る所得税法の一部改正案は、それを踏まえたものと説明されております。

しかしながら、政府原案では所得税減税のための恒久財源として、マル優廃止をもあわせて実施しようとするものであります。これにつきましては、与野党の合意に基づくものでなく、我々は、なお慎重に協議を続けるべきだと考へており、その

撤回を強く求めてきたところであり、所得
税減税の実施をこれ以上おくらせるべきではない
等、諸般の事情を考慮し、我々は、政府原案のマル
優廃止について、次の三点の修正を、絶対に譲歩
できないものとして要求するものであります。

その第一は、定年制の実情等を考慮して、今回
の利子非課税制度の対象となる老人の範囲を、政
府原案の「六十五歳以上」から「六十歳以上」に拡
大する修正であります。

第二は、勤労者財産形成貯蓄に係る非課税措置
についていわれる一般財形を年金財形や住宅財形
と区別する合理性に乏しいと考えますので、非課
税の対象に一般財形を含めるようにする修正であ
ります。

第三は、今回のマル優廃止が恒久的措置でない
ことを明確にするため、衆議院修正で加えられた
見直し規定について、五年後ではなく三年以内に
見直しを行い、所要の立法措置を講ずるものとす
るよう修正するものであります。

なお、そのほかに、政府原案では、医療費控除の
いわゆる足切り限度額を現行五万円から一挙に十
万円に引き上げようとしておりますが、そのよう
な改正を行う必然性は見出しがたく、修正案では、
その部分を削除することとしております。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げま
す。(拍手)

○委員長(村上正邦君) ただいまの赤桐君提出の
修正案は予算を伴うものでありますので、国会法
第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案
に対する意見を聴取いたします。宮澤大蔵大臣。

○國務大臣(宮澤一君) ただいま御説明のごさ
いしました修正案につきましては、政府といたしま
して、遺憾ながら賛成いたしかねます。

○委員長(村上正邦君) これより原案並びに修正
案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
いたいと思います。

○鈴木和美君 私、日本社会党・護憲共同を代
表いたしまして、ただいま議題となりました所得

税法等の一部を改正する法律案と同法衆議院修正
案に對しまして反対の立場から、日本社会党・護
憲共同、公明党、国民会議及び民社党・国民連合共
同提案の同法修正案に對しましては賛成の立場か
ら討論を行うものであります。

今日ほど、国民が税制に對し関心を持ち、また
税に對する不信感を抱いているときはありませ
ん。その最大の理由は、中曾根内閣が公約違反の
売上税の導入とマル優廃止によつて大衆増税を企
てたさきの税制改革案にあります。これは国民の
激しい反対によつて廃案となつたのであります
が、政府はこの国民の審判を謙虚に受けとめ、国
民の信頼を回復できる税制を確立するため全力を
挙げる責務があります。

今、政府がなすべきことは、税制の不公平を徹
底的に是正し、積極的に税財政を駆使することに
よつて、経済のゆがみを正し、国民生活の向上を
軸にした内需の拡大を実現することであり、ま
す。この点から見ましても、今回の政府の提案に係る
所得税法等の一部改正案は、全く不十分であると
言わざるを得ません。

以下、政府案等に対する具体的な反対理由を申
し述べてまいります。

反対の第一の理由としては、マル優の原則廃止
が提案されている点を指摘しなければなりません。
ん。そもそもマル優廃止等は、さきの国会で廃案
になり、与野党の間で、次の臨時国会には再提出
しない旨の確認がなされているのであります。財
源措置の必要性を理由に、前回と同様に所得税減
税とセットで提案されておりますが、マル優の廃
止は当面財源としては余り見込めず、セットで提
出する必要は全くなかつたのであります。マル優
の廃止につきましては、税制改革協議会におきま
しても与野党の合意は形成されておらず、協議を
継続する課題であります。政府はまたしても国民
の声と議会制民主主義の信義に反する暴挙を行つ
たのであります。これは断じて許される行為では
ありません。

しかも政府は、マル優を廃止する理由として、
貯蓄優遇の必要性がなくなつたこと、不正利用を
挙げておりますが、そのどちらも全く理由になり
ません。

平均的な国民が貯蓄に励むのは、病氣や事故へ
の備へ、老後の不安、教育費、住宅のためなどであ
り、その必要性は全く減じてはおりません。また
不正利用を言うのであれば、それをなくすために
努力していくのが筋であります。最近不正利用を
チェックするための手段は改善され、その効果が
あらわれてきております。かつて浮上したことの
あるグリーンカード制を国民の納得できるものに
改善するなどの現実可能な措置を追求すればより
厳正なチェックが可能になつてはいるはずでありま
す。

さらに、一律分離課税は資産性所得に對する總
合累進課税の道に逆行するものであり、低所得者
に負担を増大させ、高額所得者を利用する不公平な
大の課税方式であります。今回のマル優廃止は新
たに不公平を拡大するものであると指摘せざるを
得ません。

第二に、減税額が国民の期待からは大きくかけ
離れていることとあります。我々は今年度最低二
兆円の減税を主張しておりますが、一兆五千億円
余りでは決定的に不十分であり、しかもその額の
根拠さえ不明確であります。中低所得層の負担の
軽減をもっと大胆に追求すべきであります。

第三に、土地譲渡所得や有価証券譲渡益など
キャピタルゲイン等に対する課税の強化が不十分
であり、さらに法人税関係を中心とした不必要な
特別措置、優遇措置が温存されており、不公平税
制の徹底的是正がなされていないのであります。

第四に、勤労者財形貯蓄に係る非課税措置につ
いて、いわゆる一般財形を年金財形や住宅財形と
區別し一律分離課税を実施しようとしております
が、財形貯蓄の必要性は高まりこそすれ弱まつて
はおらず、また一般財形をのみ區別する合理性は
まったく乏しいのであります。

第五に、医療費控除のいわゆる足切りの引き上
げは、弱者いじめの典型であります。

第六に、税の執行上の不公平をなくす体制確立
が不十分なこととあります。

次に、我が党などが共同で提案しております修
正要求についてであります。以上述べました政
府提案の所得税等の一部改正案と同法の衆議院で
の修正案の欠陥を補うための必要最小限の措置で
あり、ぜひとも成立させるべきであると考えます。
以上をもちまして私の討論を終わります。(拍手)

○大浜方栄君 私、自由民主党を代表して、た
だいま議題となつております所得税法等の一部を
改正する法律案に對し賛成、同修正案に反対の意
見を表明し、討論を行うものであります。

改めて申し上げるまでもなく、税制改革は現在
の国民的最重要課題であります。さきの国会にお
いて公平、公正、簡素等の理念に沿つた抜本的税
制改革案が提案されて以来、税制改革は政治的に
紆余曲折を経てまいりましたが、所得税減税の六
十二年度実施は、国民的世論であると同時に國際
的公約でもあります。そのために当面緊急を要す
るものについて、抜本的改革の一環として本改正
案が提案されたことは、責任政党としての立場か
らまことに時宜を得たものと評価するところであ
ります。

また、衆議院段階での修正により、減税規模が
二千四百億円で積み上げられ、総額で一兆五千四百億
円となり、地方税減税を加え、二兆円を超
える減税となるものであります。政府・与党と
して、最大限の努力をしたと言えましょう。

そこで改正案の内容を見てみますと、まず所得
税の税率構造について、最低税率の適用対象所得
の範囲の拡大及び累進緩和を行うほか、新たに配
偶者特別控除を設けるとともに、給与所得者に対
して特定支出控除制度を創設することにより申告
納税の道を開くこととしております。

これらの措置は所得税減税の重点が、中堅所得
者層を中心とした税負担の軽減にあること、また、
給与所得者その他の所得者との間の税負担不均衡の
解消が求められていることなどから見て適切な措
置と考えます。

次に、利子課税制度の見直しですが、現在マル優等の非課税貯蓄は個人貯蓄高の七割も占めております。このことは税制上、利子所得と給与所得等との間の課税関係について均衡を著しく失っていると言わねばならず、またマル優等の不正利用も高額所得者層の悪用が大部分であると言われております。実態をも考え合わせますと、利子非課税制度を社会的弱者と言われる老人、母子家庭等に対する非課税制度に改組することは実質的に公平になったものと言えます。

また、一般の預貯金利子に対する一律二〇%の源泉分離課税の適用は、利子所得の特殊性や金融商品間の中立性等から見て当面の措置としては妥当と考えますが、なお利子課税のあり方については、衆議院において、必要に応じ五年経過後に見直しを行うことを盛り込んでいるところであります。

次は、土地税制についてありますが、最近の地価高騰の状況等を踏まえ、土地の供給を促進する一方、土地投機等の仮需要を抑制する点からも土地税制の見直しは緊要であります。今回の改正で所有期間二年以下の土地の譲渡益に対する超短期重課制度の導入や長短区分の見直しが図られておりますが、今日の土地問題にかんがみれば、速やかな実施が望まれていたところであり、速

以上、改正の主要なポイントについて申し上げましたが、今回の改正は抜本的改革へ向けての第一歩であり、基本的には所得、消費、資産についての課税のバランスが図られることが税体系の望ましい姿であります。その点では、今回間接税の改正はほとんど行われておりませんが、公平、簡素、中立の観点からもその見直しを進めることが必要ではないかと考えるものであります。

国民の理解と信頼に裏づけられた税制改革が今後とも進められることを切望し、私の討論といたします。(拍手)

○多田省吾君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案に反対し、社公民三党共同提案

の同修正案に賛成の意を表明して討論を行うものでございます。

まず、反対理由の第一は、現在税制改革において進められなければならないのは不公平税制の是正であるにもかかわらず、本法案によるマル優廃止はまさにこれに逆行するものであります。

今回のマル優制度原則廃止は、今まで無税であった少額貯蓄者の預貯金利子より二〇%が一律分離課税となり、今まで三五%の分離課税であった高額貯蓄者の利子に対する税率を二〇%に軽減しようとするものであり、これは明らかに金持ちの優遇、不公平の助長であります。マル優が不正、悪用、乱用されていることをもって廃止の理由としておりますが、グリーンカード制や納税者番号制の導入等による不正防止、限度額管理の措置を一度も実施しなかった責任は政府にあります。それをあたかも国民に責任があるかのごとき態度は断じて許せません。

また、今日、財テクブームの状況の中、キャピタルゲインに対する課税は依然として原則非課税のままです。利子配当所得の総合課税、資産課税の適正化等、私どもの不公平税制の是正にも一切耳をかそうとはしない、これではまさに国民の税制への理解も全く得られません。

反対理由の第二は、所得税減税の減税規模が小さく、国民生活を無視したものであるということと

今回の所得税減税は、対外経済摩擦の解消あるいは内需拡大を目指す緊急経済対策の一環として行われようとしております。今回の減税規模、内容は、しよせん国の側に立つ論理であり、国民の側に立てば少なくとも二兆円規模の所得税減税は必要であります。例えば最低税率の引き下げがないことは、この所得税減税で何らのメリットをも受けない人が存在するというにとどまらず、マル優廃止による税負担増のみをこうむるのであります。

私も、これを到底容認できるものではありません。政府は、速やかに国民の期待に十分こた

え得る二兆円規模の減税を行うべきであります。反対理由の第三は、この税制改正案提案の不当性についてであります。

政府、なかんずく総理は、今回のマル優廃止を、まず対外的に宣言し、そして国際公約を盾に税制改悪を強行したことは、議会制民主主義を踏みにじるものと言わざるを得ません。衆議院における与野党国会委員長会談で提出しないという約束を踏みにじり、また衆議院の税制改革協議会の合意もなく、所得税減税とマル優廃止をセットで提案したことは、公衆間の信義を損なうばかりでなく、減税を条件に、国民的議論のないままマル優廃止を強硬に押し切ろうとすることは断じて認めるわけにまいりません。

私も、税制改革における政府のこうした一連の態度に強く反対するものであります。

以上、同法案に対し主なる反対理由を述べましたが、国民生活の実態を無視し、国民の真の声を聞くこともしない、政府の側からの財政運営のみを優先させようとする今回の改正には、断固反対することを申し述べ、あわせて、社公民三党提出の修正案に対しては当然行われるべき最低限度の措置であることを申し上げ、討論を終わります。(拍手)

○近藤忠孝君 私は、日本共産党を代表して、所得税法等の一部改正案及び社会、公明、民社三党共同提案の修正案について反対の討論を行います。

第一に、マル優廃止は、売上税と同様、昨年の同時選挙において総理を初め自民党が国民に対して行った公約に明白に違反するものであります。だからこそ、さきの通常国会で列島騒然たる国民の反対運動が巻き起こり、廃案になったばかりであります。

圧倒的な国民の声に逆らって提案されたのが本法案であり、国民主権と議会制民主主義を著しく否定するものにはかならないのであります。

第二に、マル優制度は外国に例がない、貯蓄を優遇し、円高をつくっているなどというマル優廃

止の口実は、委員会審議の中ですべて否定され、その根拠がないことがはっきりしたのであります。

第三に、所得税減税についても、最高税率の大幅引き下げに見られるように、金持ち減税の性格を強く持っている点であります。政府は片働きの世帯の例だけをとって、マル優廃止の増税を合わせても、どの家庭も差し引き減税になるかのような印象を与える宣伝をしてきましたが、共働き世帯、独身者の場合など多くの世帯では減税どころか逆に増税となることは政府も認めざるを得なかったものであります。

第四に、マル優廃止の後に直間比率の見直しの名で大型間接税を導入する意図があらさまになっていることでもあります。

中曽根税制改革は、広く薄く取るという大衆課税の方向を目指すものであり、不平等の拡大、国民大増税への道を進むものであります。

第五に、指摘しなければならぬことは、この法案提出の経過が、委員会の審議より、税制協の協議を優先したものだということでもあります。

もともと税制協は、さきの通常国会で売上税が廃案となった際、直間比率の見直しなどを図る目的でつくられたもので、しかも我が党を排除した私的機関であり、速記録もない秘密会であり、政府は、その税制協を最大のごときとして利用して、この法案を提案したのであります。

自民党は再びこの税制協を再開しようとしておりますが、我が党はこの税制協は直ちに解散すべきことを強く求めるものであります。

最後に、当委員会における審議のあり方についてであります。

参議院では、従来から重要法案には二十日間以上の日数を当て、慎重審議を尽くすことが慣例となっており、しかも、本案については、本来廃案とすべきものを強引に会期を延長し、実質わずか四日の審議で賛成を打ち切った可決成立させようとしたのであります。このようなやり方は、議会制民主主義のルールを著しく踏み外すもので

あり、断固として反対するものであります。

なお、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合提出の修正案については、公約違反の原案を前提としたものであり、賛成しがたいことを申し述べて、討論を終わります。(拍手)

○栗林卓司君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となっております所得税法等の一部を改正する法律案に反対、社公民三党提出の同法修正案に賛成の討論を行うものであります。

反対する理由の第一は、本案が、売上税廃案の反省を全く生かすことなく、しかも政党間の協議を無視したごり押しの結果として生まれたものである点であります。しかもその内容は、今や完全に破綻した税制改革案であり、大型間接税新設を内包する案であるにもかかわらず、一切を国民の目から覆って強引に進められたことは許しがたい暴挙であります。

しかも、我が党が要求した修正、すなわち一般財形を非課税とすること及び六十歳以上の老人等にマル優を存続すること、医療費控除の圧縮を撤回することなどの修正案等については全く受け入れられなかったものであります。納税者国民の苦しみを顧みない冷酷な権力の姿をあらわにした税制改正案と言わなければなりません。

反対する第二の理由は、所得減税の規模が小幅にとどまっている点であります。円高に苦しむ日本経済を立て直し、内需拡大を推進するためには、二兆円規模の減税を実施せよと我々は主張してまいりましたが、政府・自民党は二兆円減税を拒否し、かつ消費を刺激するために税制を活用する道を模索しようとしなかつたのであります。

反対する第三の理由は、本来の税制改革はマル優の限度額管理強化、株式、土地等のキャピタルゲイン課税、あるいはクロヨンの是正など、執行面も含む税制全般の見直しを出発点とすべきであるにもかかわらず、今回の案は不十分きわまるものであります。所得税の税率構造、法人税のあり方等、将来の税制改革の展望が全く示されていないことも問題であります。

反対する第四の理由は、総合課税の道が開ざれたことでもあります。シャウブ勧告に基づいて我が国は原則として総合課税を理想としてまいりましたが、一律二〇％の分離課税という今回の改革は、総合課税を完全に否定し葬り去るものであります。

以上、反対理由を述べるとともに、最後に国民各層の参加を求め、国会での活発な審議を進めることによつて、二十一世紀を展望する抜本的税制改革をつくり上げていくことが今後の最重要課題であることを強調いたしまして、私の討論を終わります。(拍手)

○委員長(村上正邦君) 他に御発言もないようです。討論は終局したものと認めます。

それでは、これより所得税法等の一部を改正する法律案について採決を行います。

まず、赤桐君提出の修正案の採決を行います。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(村上正邦君) 少数と認めます。よつて、赤桐君提出の修正案は否決されました。

それでは次に、原案全部の採決を行います。本案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(村上正邦君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。(拍手)

この際、多田君から発言を求められておりますので、これを許します。多田省吾君。

○多田省吾君 私は、ただいま可決されました所得税法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

所得税法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、税制改革問題は、現在における最重要課題であることにかんがみ、最近における国際化の進展等社会・経済の著しい変化、高齢化社会の到来等将来の我が国経済・財政の展望を踏まえつつ、国民の理解と信頼に裏付けられた望ましい税制の早期実現のため、鋭意検討を行うこと。

一、利子所得に対する所得税の課税のあり方については、見直し規定の趣旨を踏まえ、今後、制度の施行状況、国民の納税意識の動向の把握に努め、見直しが必要とされる場合には、総合課税への移行問題を含め、遅滞なく対応できるよう努めること。

一、一般の勤労者財産形成貯蓄契約から非課税の対象とされる勤労者財産形成住宅貯蓄契約等への変更については、これが円滑に行われるよう、取扱金融機関及び事業主等に対して適切な指導を行うこと。

一、医療費の支出の実態や医療費控除制度の趣旨を踏まえ、医療費控除のあり方について、適宜適切に検討を行うこと。

一、有価証券譲渡益課税について、本人確認や課税資料の収集のための実効ある制度が不可欠の前提であることに留意しつつ、適正、公平な課税の実現を期し、一層の検討を行うこと。

一、都市中心部に端を発した地価高騰等、現下の土地問題に適切に対応するため、土地政策の総合的な検討の一環として、土地税制についても適正な負担に留意しつつ引き続き検討を行うこと。

一、法人税については、今後の税制改革の一環として、税率及び受取配当益金不算入・賞与引当金制度等の見直しについて引き続き努力するとともに、外国税額控除制度について早急に所要の見直しを行うほか、特別償却・準備金・税額控除等の租税特別措置について一層の整理合理化を推進すること。

一、複雑、困難であり、かつ、高度の専門的知識を要する職務に従事する国税職員について、変動する納税環境、財政再建の緊急性、業務の一層の複雑化・国際化及び税務執行面における負担の公平確保の見地から、職員の年齢構成の特殊性等従来の経緯等に配慮し、処遇の改善、職場環境の充実及び要員の一層の確保等につき特段の努力を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ皆様の御賛同をお願いいたします。

○委員長(村上正邦君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(村上正邦君) 速記を起こして。

ただいま多田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(村上正邦君) 多数と認めます。よつて、多田君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、宮澤大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。宮澤大蔵大臣。

○国務大臣(宮澤大蔵大臣) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましては、御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(村上正邦君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村上正邦君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前十一時二十六分休憩

午前十一時三十八分開会

○委員長(村上正邦君) ただいまから大蔵委員会

号口若しくはハに、「当該年金支払開始日から当該事実が生じた日までの間」を「当該事実（当該事実が生じた日）が同項第一号又は同項第二号口若しくは同項第三号口に規定する年金支払開始日以後である場合には、当該年金支払開始日以後五年以内に生じた当該事実に限る。」が生じた日前五年内に、「差益に」を「差益として政令で定めるものに」に改め、「みなして、」の下に「この法律及び」を加え、「支払に関する調査の提出方法」を削り、同項を同条第十項とする。

第九条のうち第五条の前に一条を加える改正規定中「一条」を「二条」に改め、同改正規定のうち第四条の四第一項中「当該勤労者財産形成貯蓄契約に基づき支払われる一時金のうち満期返戻金等として政令で定めるものの額から当該生命保険若しくは損害保険に係る保険料の金額又は生命共済に係る共済掛金の額の合計額を控除した残額又は」を削り、「若しくは前条」を「第四条の第三項第四号又は前条」に改め、同条を第四条の五とし、同条の前に次の一条を加える。

（勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税）

第四条の四 第四条の二第一項に規定する勤労者が、金融機関の営業所等において勤労者財産形成促進法第六条第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金で政令で定めるもの（以下この条において「財産形成住宅貯蓄」という。）の預入等をする場合において、政令で定めるところにより、その預入等の際当該財産形成住宅貯蓄につきこの項の規定の適用を受けようとする旨その他必要な事項を記載した書類（以下この条において「財産形成非課税住宅貯蓄申込書」という。）を、第四条の二第一項に規定する賃金の支払者（所得税法第百九十四条第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書

の提出の際に經由した支払者に限る。）の事務所、事業所その他これらに準ずるもので当該賃金の支払事務を取り扱うもの（以下この条において「勤務先」という。）を經由して提出したときは、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に掲げるものについては、所得税を課さない。

一 その預貯金の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して預入した他の預貯金の元本との合計額が、その預貯金の利子の計算期間を通じて、その者がその勤務先及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額（第五項の申告書の提出があつた場合には、その提出の日以後においては、変更後の最高限度額。以下この項において同じ。）を超えない場合、その預貯金の当該計算期間に対応する利子

二 その合同運用信託の元本とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して信託した他の合同運用信託の元本との合計額が、その合同運用信託の収益の分配の計算期間を通じて、その者がその勤務先及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合（その合同運用信託が無記名の受益証券に係る貸付信託である場合には、その収益の分配の計算期間を通じて政令で定めるところにより保管の委託をしている場合に限り、その合同運用信託の当該計算期間に対応する収益の分配

三 その有価証券につき、その利子又は収益の分配の計算期間を通じて（その有価証券が当該計算期間の中途において購入したものである場合には、その購入の日の属する

計算期間については、同日から当該計算期間の終了の日までの期間を通じて。以下この号において同じ。）、政令で定めるところにより保管の委託をし又は登録を受けており、かつ、その有価証券の額面金額又はこれに準ずる金額として政令で定めるもの（以下この条において「額面金額等」という。）とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して購入した他の有価証券の額面金額等との合計額が、当該計算期間を通じて、その者がその勤務先及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その有価証券の当該計算期間に対応する利子又は収益の分配

四 その生命保険若しくは損害保険の保険料の金額又は生命共済の共済掛金の額とその金融機関の営業所等において財産形成非課税住宅貯蓄申込書を提出して払込みをした他の生命保険若しくは損害保険の保険料の金額又は生命共済の共済掛金の額の合計額が、その生命保険若しくは損害保険の保険期間又は生命共済の共済期間を通じて、その者がその勤務先及び金融機関の営業所等を経由して提出した第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された同項第三号に掲げる最高限度額を超えない場合、その生命保険若しくは損害保険又は生命共済に係る契約に基づき支払われる一時金のうち満期返戻金等として政令で定めるものの額から当該生命保険若しくは損害保険又は生命共済に係る保険料の金額又は共済掛金の額の合計額を控除した金額に相当する差益

2 前項の規定は、第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人が、その提出後、退職、転任その他の理由により、当該申告書に記載した賃金の支払者に係る前項に規定する勤労者に該当しないこととなつた場合その他の政令で定める場合に該当することとなつたときは、当該申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等において預入等をしていける財産形成住宅貯蓄に係る同項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益のうち、当該政令で定める場合に該当することとなつた日以後支払を受けるべきもので政令で定めるものについては、適用しない。

3 財産形成非課税住宅貯蓄申込書は、次項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書の提出の際に經由した金融機関の営業所等に対してのみ、提出することができる。

4 第一項の規定は、その者が、次に掲げる事項を記載した申告書（以下この条において「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」という。）に、勤務先の長の第四号及び第五号に掲げる事項を証する書類を添付して、これを勤務先及び同項の規定の適用を受けようとする財産形成住宅貯蓄の預入等しようとする金融機関の営業所等を経由し、最初にその預入等をする日までに、その者の住所地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

一 当該金融機関の営業所等、第一項に規定する賃金の支払者及び勤務先の名称及び所在地

二 第一項の規定の適用を受けようとする預貯金、合同運用信託若しくは有価証券又は生命保険若しくは損害保険の保険料若しくは生命共済の共済掛金の別

三 当該金融機関の営業所等において預入等をする財産形成住宅貯蓄で第一項の規定の適用を受けようとするものの現在高（有価証券については、額面金額等により計算した現在高とし、生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、払込保険料の金額又は払込共済掛金の額の合計額とする。）に係る最高限度額

四 既に金融機関の営業所等を経由して財産形成非課税貯蓄申告書を提出している場合には、当該金融機関の営業所等との名称及び当該申告書に記載した第四条の第二項第三号の最高限度額（同条第五項の規定による申告書を提出した場合には、変更後の最高限度額）

五 既に前条第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した金融機関の営業所等の名称及び同項第三号の最高限度額（同条第五項の規定による申告書を提出した場合には、変更後の最高限度額）

5 財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した者が、当該申告書に記載した前項第三号に掲げる最高限度額（既にこの項の規定による申告書を提出している場合には、当該申告書に記載した変更後の最高限度額）を変更しようとする場合には、その者は、政令で定めるところにより、その旨及び変更後の最高限度額その他必要な事項を記載した申告書を、当該財産形成非課税住宅貯蓄申告書の提出の際に經由した勤務先及び金融機関の営業所等を経由して納税地の所轄税務署長に提出するものとする。

6 前二項の場合において、財産形成非課税住宅貯蓄申告書又は前項の申告書がこれらの規定に規定する金融機関の営業所等に受理されたときは、これらの申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する税務署長に提出されたものとみなす。

7 財産形成非課税住宅貯蓄申告書は、第一項に規定する勤労者が既に当該申告書を提出している場合（政令で定める場合を除く。）には提出することができないものとし、財産形成非課税住宅貯蓄申告書が次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、勤務先は、これを受理することができない。

一 財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載さ

れた第四項第三号に掲げる最高限度額が五百万円を超えるものである場合
二 財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された第四項第三号から第五号までに掲げる最高限度額の合計額が五百万円を超えるものである場合

8 第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の元本及び額面金額等の計算の方法、財産形成非課税住宅貯蓄申込書及び財産形成非課税住宅貯蓄申告書の提出並びに当該申告書を提出した者がその提出後当該申告書に記載した事項を変更した場合又は同項の規定の適用を受けることをやめようとする場合における申告に関する事項その他同項の規定の適用に必要事項は、政令で定める。

9 勤労者財産形成住宅貯蓄契約又はその履行につき、勤労者財産形成促進法第六条第四項第一号ロ若しくはハ、同項第二号ハ若しくはニ又は同項第三号ハ若しくはニに定める要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、当該事実が生じた日前五年内に支払われた第一項各号に掲げる利子、収益の分配又は差益として政令で定めるものについては、同項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該事実が生じた日において、当該利子、収益の分配又は差益の支払があつたものとみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。この場合において、当該利子、収益の分配又は差益の支払をする者の同法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収に関する事項その他この項及び同法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

附則第一条第一号中「附則第三十二條から第三十四條まで」を「附則第三十一條から第三十三條まで」に改め、同条第二号イ中「第七十三條第一項、」を削り、「から第十一條まで、第十三條、第二十一條、第二十四條第三項及び第二十五條」を「第十條、第十二條、第二十條、第二十三條第三項及び第二十四條」に改め、同号ニ中「附則第四十

四條及び第四十五條」を「附則第四十三條及び第四十四條」に改め、同号ホ中「附則第五十二條、第五十三條及び第五十五條から第五十七條まで」を「附則第五十一條、第五十二條及び第五十四條から第五十六條まで」に改め、同条第三号イ中「第十條、第十七條、第二十二條、第二十三條並びに第二十四條」を「第十五條、第十六條、第二十一條、第二十二條並びに第二十三條」に改め、同号ロ中「附則第三十一條」を「附則第三十條」に改め、同号ハ中「第四條の二の見出し並びに同条第一項から第四項まで並びに同項第二号及び第三号の改正規定、同項第四号を削る改正規定、同項第五号の改正規定、同項を同項第四号とする改正規定、同条第五項から第九項まで並びに同法第四條の第三項から第七項まで及び第九項の改正規定、同条第十項を削る改正規定、同条第十一項の改正規定、同項を同条第十項とする改正規定、同法第五條の二第一項及び第四項並びに同項第二号及び第三号並びに第五号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同条第七項の改正規定、同条第九項を削る改正規定、同法第四條の三第一項から第四項まで並びに同項第二号及び第三号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同条第五項及び第六項、第七項並びに第九項の改正規定、同条第十項を削る改正規定、同条第十一項の改正規定、同項を同条第十項とする改正規定、同法第五條の二に二条を加える改正規定」に、「附則第四十條から第四十三條まで、第四十七條及び第四十八條」を「附則第三十九條から第四十二條まで、第四十六條及び第四十七條」に改め、同号ニ中「附則第五十四條、第五十八條」を「附則第五十三條、第五十七條」に、「第五十九條」を「第五十八條」に改める。

附則第十一條を削り、附則第十二條を附則第十一條とし、附則第十三條から第四十一條までを一括して繰り上げる。
附則第四十二條の見出し中「勤労者財産形成住宅貯蓄及び勤労者財産形成年金貯蓄」を「勤労者財産形成貯蓄等」に改め、同条第一項中「及び第四

条の三」を「から第四條の四まで」に、「第六條第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下この条において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。）又は「第六條第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄契約（以下この条において「勤労者財産形成貯蓄契約」という。）に、「」に基づく（を）」又は同法第六條第四項に規定する勤労者財産形成住宅貯蓄契約（以下この条において「勤労者財産形成住宅貯蓄契約」という。）に基づく（を）」に、「財産形成住宅貯蓄又は「を、財産形成貯蓄、」に、「財産形成年金貯蓄について」を「財産形成年金貯蓄又は新租税特別措置法第四條の四第一項に規定する財産形成住宅貯蓄について」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 新租税特別措置法第四條の二第一項に規定する勤労者が、昭和六十三年四月一日前に預入等をした旧租税特別措置法第四條の二第一項に規定する財産形成貯蓄で同日の前日において同条に規定する要件を満たすもの（以下この条において「旧財産形成貯蓄」という。）を有する場合においては、当該財産形成貯蓄については、当該勤労者が同年四月一日において新租税特別措置法第四條の二に規定する要件に従つて預入等をしたものとみなして、同条の規定を適用する。

附則第四十二條第三項中「第六項」を「第五項」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律」の下に「（昭和六十二年法律第 号）」を加え、「勤労者財産形成住宅貯蓄契約又は勤労者財産形成年金貯蓄契約」を「勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約」に改め、「（前項の規定の適用を受けた場合を除く。）及びただし書を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中旧財産形成年金貯蓄及び旧財産形成貯蓄」を「旧財産形成貯蓄及び旧財産形成年金貯蓄」に、「及び第四條の三」を「から第四條の四まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条を附則第四十一條とする。
附則第四十三條を附則第四十二條とし、附則第四十四條から第五十條までを一括して繰り上げ

る。
附則第五十一条中「必要に应じ、この法律の施行後五年を経過した場合において見直しを行う」を「この法律の施行の日から三年以内に、見直しを行い、その結果に基づき所要の立法措置を講ずる」に改め、同条を附則第五十条とする。
附則第五十二条を附則第五十一条とし、附則第五十三条から第六十九条までを一条ずつ繰り上げる。

この修正の結果歳入減となる見込額
この修正の結果、平年度約三千億円程度の歳入減となる見込みである。

昭和六十二年十月五日印刷

昭和六十二年十月六日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局